

令和5年 12 月

**SDGs への取り組みに関する
コンプライアンス・チェックシート**

日本自動車車体整備協同組合連合会

《構成》

第Ⅰ章

道路運送車両法関連の点検

1. 車両法全般（認証・未認証問わず）	2
2. 自動車特定整備事業として	3
2－1 未認証工場である場合	3
2－2 認証工場	3
3. 優良認定制度・特殊整備工場として	5
3－1 設備・技術	5
3－2 管理組織	6
3－3 車体整備士	7

第Ⅱ章

関連法規の点検

1. 道路交通法／道路運送法	8
2. 労働基準法	8
3. 労働安全衛生法 他	12
4. 建築基準法 他	20
5. 消防法	21
6. 騒音規制法／振動規制法	22
7. 水質汚濁防止法／下水道法	22
8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	23
9. 使用済自動車の再資源化等に関する法律	24
10. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	26
11. 大気汚染防止法／悪臭防止法 他	29
12. 個人情報保護法	29
13. 電子帳簿保存法	30
14. 消費税法（適格請求書等保存方式／インボイス制度）	30
15. 関係法規の規制概要	31

第Ⅲ章

取引上の点検

1. 全般／損害保険会社（アジャスター）	34
2. ユーザー（依頼者）	34
■ SDGs 概要	35
■ 日車協連 独自認定について	36

SDGs への取り組みに関する コンプライアンス・チェックシート

点検年月日	令和 年 月 日	点検実施者	役職名：	確認者(印)
事業場名	都道 府県			

第 I 章

道路運送車両法関連の点検

1. 車両法全般（認証・未認証問わず）

確認項目	適否
1. 封印の取付けの委託を受けた者として標識を掲げているか？ ※封印の取付けの委託を受けた者は、省令で定める様式の標識を掲げなければならない。 〈車両法 28 条の 3－2 項〉	適・否 該当なし
2. 許可条件に従い臨時運行・回送運行を行っているか？ ※許可条件に従わなければ運行することができない。〈車両法 34 条 1 項、36 条の 2－3 項〉	適・否 該当なし
3. 回送自動車に臨時運行許可番号標・回送運行許可番号標を表示して回送しているか？ ※上記の番号標を表示しなければ運行することができない。〈車両法 36 条 1 号、36 条の 2－1 項 1 号〉	適・否 該当なし
4. 回送自動車に臨時運行許可証・回送運行許可証を備え付けて回送しているか？ ※上記の許可証を備え付けていなければ運行することができない。〈車両法 36 条 2 号、36 条の 2－1 項 2 号〉	適・否 該当なし
5. 許可を受けた自動車以外で臨時運行・回送運行を行っていないか？ ※臨時運行許可番号標・回送運行許可番号標は当該以外の自動車に使用できない。〈車両法 98 条 3 項〉	適・否 該当なし
6. 社有車等を使用する場合、日常点検整備を行っているか？ ※定期点検の間隔が 3 月もしくは 6 月の自動車は運行前、その他は適切な時期に点検しなければならない。 〈車両法 47 条の 2〉	適・否
7. 社有車等の定期点検整備を行っているか？ ※一定の期間ごとに自動車を点検しなければならない。〈車両法 48 条〉	適・否
8. 社有車等の点検整備記録簿を記載しているか？ ※定期点検整備記録簿は自動車に備え置き、点検・整備をしたときは必要事項を記載しなければならない。 〈車両法 49 条〉	適・否
9. 整備管理者が必要となる社有車等の整備管理者を選任しているか？ ※車両総重量 8 トン以上の自動車等は、整備管理者を選任しなければならない。〈車両法 50 条〉	適・否 該当なし
10. 整備管理者の選任時、届出を行っているか？ ※大型自動車等の使用者は、整備管理者の選任・変更時は 15 日以内に届け出なければならない。〈車両法 52 条〉	適・否 該当なし
11. 社有車等の車検は切れていないか？ ※有効な検査証（有効期間内）でなければ運行することはできない。〈車両法 58 条 1 項〉	適・否
12. 社有車等に検査証・自賠責保険証書を備え付け、検査標章を表示しているか？ ※車検証・自賠責保険証明書（原本）の備え付け、検査標章の表示がなければ運行できない。 〈車両法 66 条 1 項（自賠責 8 条）〉	適・否
13. 解体等の後、15 日以内に検査証の返納を行っているか？ ※検査証の返納は、解体等から 15 日以内に行うこと（使用者義務）。〈車両法 69 条 1 項〉	適・否 該当なし

14. 解体等の後、15 日以内に届出を行っているか？ ※解体・輸出等の届出は、解体等から 15 日以内に行うこと（所有者義務）。〈車両法 69 条の 2〉	適・否 該当なし
15. ナンバープレート等の偽造等を行っていないか？ ※表示していれば運行することができる自動車登録番号標等の偽造等を行ってはならない。 〈車両法 98 条 1 項、2 項〉	適・否 該当なし
16. 不正改造を行っていないか？また、事業場内に不正改造車はないか？ ※何人も、自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行ってはならない。〈車両法 99 条の 2〉	適・否

2. 自動車特定整備事業として

申請状況 ※○を付す	分解＋電子	分解のみ ※電子整備を行うことはできない	電子のみ ※分解整備を行うことはできない	未 ※未の場合は 2－2 の チェック不要
---------------	-------	-------------------------	-------------------------	-----------------------------

2－1 未認証工場である場合

確認項目	適否
特定整備に該当する作業を行っていないか？ ※認証を受けなければ特定整備を事業として行うことはできない。〈車両法 78 条 1 項〉	適・否

2－2 認証工場

確認項目							適否
1. 申請している認証基準に適合するか？ ※事業場の設備及び従業員が認証基準に適合していなければならない。〈車両法 80 条 1 項 1 号〉 下記は認証基準の抜粋であるため、記載なき認証基準も確認した上で適否に○を付す。							適・否
(1) 作業場及び車両置場は規定面積を有しているか？物置等となっていないか？ ※屋内作業場、 電子制御装置点検整備作業場及び車両置場は規定の面積を有していることはもちろんのこと、十分な場所があること。〈施行規則 57 条 1 号〉							適・否
(2) 作業場の天井高さは十分か？対象車両が入れるか？ ※具体的な数値基準はないが、改装等で変更を行っている場合は特に注意を要する。〈施行規則 57 条 2 号〉							適・否
(3) 作業場の床は平滑か？床コーティング等がささくれ立っていないか？ ※作業場の床は平滑、すなわち平らでなめらかであること。〈施行規則 57 条 3 号〉							適・否
(4) 作業機械は十分か？ ※認証基準を満たす作業機械を有しているか。〈施行規則 57 条 4 号〉 作業機械の入れ替えは変更届出の義務がないため、改めて確認する。							適・否
(5) 2 人以上の特定整備に従事する工員がいるか？ ※最低限 2 人は工員が必要となる。〈施行規則 57 条 6 号〉 工員の変更時は変更届出の義務がないため、改めて確認する。							適・否
(6) 少なくとも 1 人の有資格者がいるか？ ※下記の区分による自動車整備士資格を有するものを 1 人有すること。〈施行規則 57 条 7 号〉 ①分解のみ… 1 級又は 2 級（原動機を対象とする場合は 2 級シャシを除く） ②電子のみ… 1 級又は 2 級、車体整備士、電気装置整備士のいずれかで、かつ、電子整備講習を修了していること ③分解＋電子… 1 級又は 2 級（原動機を対象とする場合は 2 級シャシを除く。また、2 級の場合は電子整備講習を修了していること） ※また、整備工÷4（1 未満の端数があるときは、これを 1 とする）以上 1～3 級の有資格者を有すること。〈施行規則 57 条 7 号〉 工員の変更時は変更届出の義務がないため、改めて確認する。							適・否
整備工の数	2～4 人	5～8 人	9～12 人	13～16 人	17～20 人		
有資格者数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人		

2. 認証を受けた範囲内の作業を行っているか？ ※対象とする自動車の種類（普通・小型・軽）の範囲を超えて業務を行うことはできない。また、業務範囲を限定している場合、規定内の特定整備を行うこと。〈車両法 78 条 2 項〉	適・否
3. 規定の事項に変更が生じた場合、届け出ているか？ ※次の事項に変更が生じたときは、その日から 30 日以内に届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。〈車両法 81 条 1 項、施行規則 58 条〉 ①氏名又は名称及び住所 ②法人にあってはその役員の氏名 ③事業場の所在地 ④屋内作業場もしくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口もしくは奥行き長さ	適・否 該当なし
4. 整備主任者に変更が生じた場合、届け出ているか？ ※整備主任者に関する次の事項に変更が生じたときは、その日から 15 日以内に届出書を運輸管理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。〈施行規則 62 条の 2 の 2-2 項〉また、組織図等の変更を行う。 ①届出者の氏名又は名称及び住所 ②整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地 ③整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日	適・否 該当なし
5. 整備主任者は研修を受けているか？ ※整備主任者は年に 1 回整備主任者研修を受講しなければならない。〈施行規則 62 条の 2 の 2-1 項 8 号〉	適・否
6. 届け出ている作業場以外で特定整備作業を行っていないか？ ※車両整備作業場、点検作業上、部品整備作業場及び電子制御装置点検整備作業場を明確に示した上で認証を得ている。認証を得るうえで届け出ている作業場以外で当該作業を行うことはできない。 〈車両法 79 条〉	適・否
7. 所定の標識を掲げているか？ ※事業場において公衆に見やすいように省令で定める様式の標識を掲げなければならない。 〈車両法 89 条 1 項〉	適・否
8. 点検整備作業の料金を見やすいように掲示しているか？ ※料金表の掲示義務がある。なお、板金塗装の料金は除く。〈施行規則 62 条の 2 の 2-1 項 1 号〉 ※点検整備に附帯するサービスの料金についてもユーザーに分かりやすい掲示を店頭等に行うこと。 〈依命通達〉	適・否
9. 電子制御装置点検整備作業場を共用している場合、各要件に適合しているか？ ※要件に適合している場合、電子作業場及び車両置き場を共用することができる。〈依命通達〉下記は共同使用の要件の抜粋であるため、記載なき要件も確認した上で適否に○を付す。	適・否 該当なし
(1) 設備への所要時間は 1 時間以内か？ ※自動車により共用設備に至所要時間は 1 時間（おおむね 40km）以内と規定されている。〈依命通達〉交通状況が著しく変化している場合には注意を要する。	適・否
(2) 設備の余力は十分であるか？ ※共用設備の能力は、使用する全ての事業者の使用に耐えうる十分な余力があること。〈依命通達〉活用度合が増している場合には注意を要する。	適・否
(3) 契約どおりに使用されている（使用している）か？ ※共用設備を使用する全ての事業者間で契約を結ぶことが必要である。〈依命通達〉	適・否
(4) 車両置き場の広さは十分か？ ※共用設備を使用する自動車の大きさ及び車両数に応じた車両置き場が必要である。〈依命通達〉	適・否
(5) 共用設備への移動時等、安全措置を講じているか？ ※事業者責任のもと、移動時の安全措置等を講じたうえで移動させること。〈依命通達〉	適・否
(6) 使用状況を把握し、保守管理を行っているか？ ※事業者は、共用設備の使用状況等を確実に把握し、適切に保守管理を実施すること。〈依命通達〉	適・否
10. 電子制御装置整備を行っている場合、必要な措置が講じられているか？ ※特に電子整備は車両の安全性能に直結するため、従来の分解整備に加え、遵守事項が強化されている。下記は遵守事項の抜粋であるため、記載なき遵守事項も確認した上で適否に○を付す。	適・否 該当なし

(1) 自動車固有の情報及びエーミング機器により点検整備を行っているか？ ※自動車の型式に固有の技術上の情報及び運行補助装置の機能の調整（エーミング作業）に必要な機器を入手することができる体制を有することが求められている。〈施行規則 57 条 5 号〉 ※また、当該情報及び機器により適切に点検整備を実施することが規定されている。 〈施行規則 62 条の 2 の 2－1 項 5 号〉	適・否
(2) 屋外でのエーミング作業時、特定整備記録簿へ天候などを記載しているか？ ※自動車メーカーが屋外でのエーミングを許容している場合、屋外で当該作業を行うことができるが、その際は場所（敷地内に限る）及び天候等を特定整備記録簿に記載すること。〈依命通達〉	適・否

3. 優良認定制度・特殊整備工場として

申請状況 ※○を付す	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	未 ※未の場合は 3－1 及び 3－2 の チェック不要
---------------	------------	------------	------------------------------------

3－1 設備・技術

種別	要目	基準		備考	適否
		車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）		
A	工員数	5人以上	3人以上	※車体整備作業に従事する工員数	適・否
	整備士数	2人以上	2人以上	※自動車車体整備士	適・否
B	屋内現車作業場	60m ² 以上	50m ² 以上	※現車についての車体整備作業を行う場所のみとし、最低 1 両分の塗装作業場を含み、その他の作業場、完成検査場及び洗車場を除く	適・否
	電子制御装置点検整備作業場	○	—	※電子制御装置整備を行う場合に限る	適・否 該当なし
	その他の作業場	◎	—	※機械加工、木工、鍛冶等の各作業場、機器は 1 箇所に集約されていなくてもよい	適・否 該当なし
	車両置場	a × 0.3 以上	a × 0.3 以上	※屋内、屋外を問わない ※a は当該事業場の屋内現車作業場の面積	適・否
	完成検査場	○	○	※屋内	適・否
	洗車場	○	○		適・否
C	洗車機器	○	—	※スチーム・クリーナ、カーワッシャー等	適・否 該当なし
D	アーク溶接器	○	○	※ガスシールド・アーク溶接器を含む	適・否
	点溶接器	○	○	※ガスシールド・アーク溶接器がある場合にはなくてもよい	適・否
	ガス溶接器	○	○		適・否
	車枠矯正装置	○	—	※自動車を固定し、車枠の曲がり、ねじれ等の点検、修正及び検査ができるもの	適・否 該当なし

	車体修正機	—	○	※自動車を固定し、又は修正機を保持具により自動車に固定して車体の変形を修正できるもの ※車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい	適・否
	鈑金用油圧機器	○	○	※ポートパワー等	適・否
	鈑金定盤	○	○		適・否
	鈑金工具一式	○	○		適・否
E	スコヤ	○	—	※大型のもの	適・否 該当なし
F	ボール盤	○	—	※卓上用のものでも可	適・否 該当なし
	ポータブル・グラインダ	○	○	※鈑金用のもの	適・否
	サンダ	○	○	※鈑金用及び塗装用各1	適・否
	ポリシャ	○	○		適・否
G	塗装機器	○	○	※スプレーガン等	適・否
	塗装乾燥装置	○	○	※赤外線、ガス等の強制乾燥機 ※250W×12 燈クラス以上	適・否
H	ヘッド・ライト・テスト	○	○		適・否
	ホイール・アライメント・テスト	○	—	※可搬式のものでも可	適・否 該当なし
	フレーム・センタリング・ゲージ	—	○	※測定のため必要な自動車の保持具等を含む ※車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい	適・否 該当なし
	トラム・トラッキング・ゲージ	—	○	※車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい	適・否 該当なし

- (注) 1. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。
2. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していなければならないことを示す。

3-2 管理組織

確認項目	適否
1. 規定の標識を掲げているか？ ※優良自動車整備事業者の認定を受けた者は、事業場において、公衆の見易いように、省令で定める様式の標識を掲げなければならない。〈車両法94条2項〉	適・否
2. 規定の作業が実施できる状況か？ ※認定を受けた作業区分に従い、作業内容に定める作業の全てが実施できること。〈認定規則7条1号〉 ※車体整備作業（一種）の場合、「車枠の矯正及び溶接並びに車体の板金及び塗装」作業ができること。 車体整備作業（二種）の場合、「車体の板金及び塗装」作業ができること。〈認定規則—別表〉	適・否

3. 要員（事業場管理責任者・主任技術者・工員・検査工・整備士）が指定されているか？ ※優良認定を受けるには検査作業と整備作業とが分業化されていること等、基準に適合する設備、技術及び管理組織を有していることが必要となる。〈車両法 94 条 1 項〉 ※なお、地方運輸局長は、認定を受けた者が基準に適合する設備、技術及び管理組織を有しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。〈車両法 94 条 4 項〉 ※なお、事業場管理責任者、主任技術者及び検査工は、同一人が兼務しても差し支えない。〈H7 自整 75 号〉	適・否
4. 事業場管理責任者の責務をまっとうしているか？ ※事業場管理責任者は、事業者もしくは役員等経営に参加している者、又は経営等に関する職務と権限を委譲された者で、事業場の統括責任者であり、次の責務を負っている。〈H7 自整 75 号〉 ①事業計画の決定と執行に関すること ②事業場全般に係わる管理業務に関すること ③従業員に対する関係法令の教育に関すること	適・否
5. 主任技術者は自動車整備の知識・実務経験がある者か？ ※主任技術者は、自動車の整備技術について基礎的な学識及び相当の実務経験があること。 〈認定規則 5 条 5 項〉 ※また、車体技術の統括責任者であり、次の責務を負っている。〈H7 自整 75 号〉 ①従業員に対する整備技術の教育に関すること ②作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること ③設備機器の管理に関すること	適・否
6. 工員は常時車体整備作業に直接従事している者か？ ※工員は、車体整備作業に直接従事している者であって、钣金塗装工、主任技術者、検査工及び見習い工と規定されている。なお、一時的に雇用する者や請け負い作業を行っている者は含めることはできない。〈H7 自整 75 号〉	適・否
7. 検査工としての職務をまっとうしているか？ ※検査工は、検査に係わる自動車の車体整備作業に直接従事してはならないと規定されている。 〈H7 自整 75 号〉	適・否
8. 整備士は常時車体整備作業に直接従事している者か？ ※整備士は、車体整備作業に直接従事している者のうち有資格者（自動車車体整備士）の数である。なお、一時的に雇用する者や請け負い作業を行っている者は含めることはできない。〈H7 自整 75 号〉	適・否
9. 規定の事項に変更が生じた場合、届け出ているか？ ※次の事項に変更が生じたときは、その日から 30 日以内に届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。〈認定規則 9 条〉 ①認定を受けた者の氏名又は名称 ②事業場の名称又は所在地 ③整備用又は検査用の主要な設備又は機器 ④事業場の建家又は敷地	適・否

3-3 車体整備士

確認項目	適否
1. 車体整備士は、日々高度化する車体整備に対応できるだけの知識及び技術を備えるよう努めているか？ ※定期的な研修等の受講義務がない車体整備士は、より品質の高いサービスを顧客に提供するため、勉強会等に積極的に参加し、先進技術や新材料に対応できるように準備しておくことが必要である。	適・否
(1) 高度化車体整備技能講習を毎回受講しているか？ ※日車協連は、車体整備士の増強及び継続教育を目的に高度化車体整備技能講習を毎年実施している。また、日車協連による独自認定制度のひとつである「先進安全自動車対応 優良車体整備事業者」の認定基準において、車体整備士であることに加え、上記の講習を毎年受講していることが求められる。	適・否

1. 道路交通法／道路運送法

確認項目	適否
1. 運転免許の区分範囲内の自動車を運行している（させている）か？ ※運転免許の区分は平成29年3月12日以降、改正されている。その他、牽引免許等の確認。〈道路交通法84条〉	適・否 該当なし
2. 整備不良車を運転していない（させていない）か？ ※自車走行による回送等の目的であっても、整備不良車を運転してはならない。〈道路交通法62条〉	適・否 該当なし
3. 安全運転管理者及び副安全管理者を選任しているか？ ※自動車の使用者は、乗車定員11人以上の自動車にあっては1台以上、その他の自動車にあっては5台以上の使用の本拠ごとに省令で定める要件を備える者のうちから安全運転管理者を選任しなければならない。〈道路交通法74条の3-1項〉 ※自動車の使用者は、20台以上の使用の本拠ごとに省令で定める要件を備える者のうちから副安全運転管理者を選任しなければならない。〈道路交通法74条の3-4項〉	適・否 該当なし
(1) 選任の届出を行っているか？ ※自動車の使用者は、安全運転管理者及び副安全管理者を選任又は解任したときは、選任した日から15日以内に自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察又は警察署に届け出なければならない。〈道路交通法74条の3-5項〉なお、申請については、「警察行政手続サイト」にてオンライン申請も可能。	適・否
(2) 運転者に対して、アルコールチェックを実施しているか？ ※業務における運転前及び運転後は、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視で確認するほか、規定のアルコール検知器を用いて確認を行わなければならない。〈道路交通法施行規則9条の10-6号〉 ※上記規則は、令和5年12月1日以降、義務化された。	適・否
4. 有償運送許可の有効期間内か？ ※事故車等の排除業務を有償により自家用自動車（白ナンバー）の車積載車で行う場合、有償運送許可研修を受け、許可証を得ている必要がある。また、許可の有効期間は3年以内であるため、許可証の有効期間内であることを確認する。〈道路運送法78条〉	適・否 該当なし
5. 有償運送許可に使用する車積載車の任意保険は切れておらず、対人無制限であるか？ ※許可期間が3年となったため、要注意。〈排除業務の取扱い1〉	適・否 該当なし
6. 有償運送許可の対象物以外を運送していないか？ ※許可を受けた車積載車で運送することができるものは、事故車及び故障車である。〈排除業務の取扱い2〉	適・否 該当なし
7. 有償運送許可を受けた運送区間以外を運送していないか？ ※管轄区域内における道路上から最寄りの整備工場等までの運送が許可されている。〈排除業務の取扱い3〉	適・否 該当なし
8. 有償運送許可証を表示して排除業務に当たっているか？ ※許可証を車積載車の外側から見やすいように表示すること。〈排除業務の取扱い4〉	適・否 該当なし

2. 労働基準法

(注) 略語について

1. 〈労基法〉労働基準法

確認項目	適否
1. 労働条件の向上を図る努力をしているか？ ※労基法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。〈労基法1条2項〉	適・否

2. 労働契約関連	
(1) 待遇は均等であるか？ ※使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。〈労基法3条〉 ※使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。〈労基法4条〉	適・否
(2) 労基法に定める基準に適合する労働条件か？ ※労基法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。〈労基法13条〉	適・否
(3) 労基法に基づく労働条件を明示し、また労働条件と相違なく就業させているか？ ※使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項を規定の方法により明示しなければならない。〈労基法15条〉	適・否
(4) 労働者のミス等により、ペナルティ（違約金）を徴収していないか？ ※使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。〈労基法16条〉	適・否
(5) 業務上の負傷、疾病もしくは出産により解雇することはないか？ ※使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない。ただし、使用者が、打切補償を支払う場合その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合（行政官庁の認定が必要）においては、この限りでない。〈労基法19条〉	適・否 該当なし
(6) 解雇予告は30日以上前に行っているか？ 30日前に予告しない場合は30日以上分の賃金を支払っているか？ ※使用者は、労働者を解雇しようとする場合において、少くとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上分の平均賃金を支払わなければならない（短期契約者等を除く）。ただし、労働者の責による事由に基いて解雇する場合は除く。〈労基法20条〉	適・否 該当なし
(7) 退職時、7日以内に未払い賃金等を支払っているか？ ※使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、請求があった場合において7日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他労働者の権利に属する金品を返還しなければならない。〈労基法23条〉	適・否 該当なし
(8) 労働者名簿及び賃金台帳を作成しているか？ ※使用者は、各事業場ごとに氏名等を記載した労働者名簿及び賃金台帳を調製（作成）しなければならない。〈労基法107条、108条〉	適・否
ア. 労働者名簿及び賃金台帳を保存しているか？ ※使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならない。〈労基法109条〉	適・否
3. 賃金関連	
(1) 請負契約による工員の賃金保証を行っているか？ ※出来高払制（請負制）で使用する労働者については、使用者は、労働時間に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない。〈労基法27条〉	適・否 該当なし
(2) 最低賃金以上の賃金が支払われているか？ ※最低賃金法に基づき国が地域別に賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。〈労基法28条、最低賃金法4条〉	適・否
4. 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇	
(1) 労働時間は適切か？ ※使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。また、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。〈労基法32条〉	適・否

ア. 変形労働時間制の届出は行っているか？ ※労働基準法では、労働時間は1日8時間、1週間40時間までと定められており、この基準を超えると労働基準法違反とみなされる。しかし、繁忙期等にこれを越える場合であって、時間外労働としての取扱いを不要とする場合、「変形労働時間制」による年単位や月単位で労働時間を調節する届出が必要となる。〈労基法32条の2〜〉	適・否 該当なし
イ. 規定以上の労働時間の場合、36（サブロク）協定を結んでいるか？ ※労働基準法では、労働時間は1日8時間、1週間40時間までと定められており、この基準を超えると労働基準法違反とみなされる。しかし、労働者代表と協定を結び労働時間の延長及び休日出勤をさせることができる。〈労基法36条〉	適・否 該当なし
①使用者による労働時間延長や休日出勤時に割増賃金を支払っているか？ ※使用者が、変形労働時間制や36協定により労働時間を延長し又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日については割増賃金を支払わなければならない。〈労基法37条1項〉	適・否 該当なし
(2) 休憩時間は適切か？ ※使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。〈労基法34条〉	適・否
(3) 休日は週1日与えているか？ ※使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。ただし、4週間を通じ4日以上以上の休日を与える場合を除く。〈労基法35条〉	適・否
ア. 年間休日は法定以上か？ ※週40時間（1日8時間のフルタイムで5日）勤務した場合、年間休日数は最低でも105日必要となる。〈労基法32条、34～35条〉	適・否
(4) 深夜業の場合、割増賃金を支払っているか？ ※使用者が、深夜業（主に午後10時～午前5時）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間から算出した割増賃金を支払わなければならない。〈労基法37条4項〉	適・否 該当なし
(5) 事業場外での作業時間の算出は適切か？ ※労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとしみなす。〈労基法38条の2〉	適・否 該当なし
(6) 法定の年次有給休暇を与えているか？ ※継続勤務年数等により、付与されるべき年次有給休暇数が規定されている。〈労基法39条〉	適・否 該当なし
ア. 有休を取得しやすい環境としているか？ ※使用者は、前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。〈労基法39条5項〉	適・否 該当なし
イ. 法定の年次有給休暇が10日以上付与される者は、5日以上有給休暇を取得しているか？ ※平成31年の法改正により、確実に取得させることが義務付けられた。〈労基法39条7項〉	適・否 該当なし
5. 年少者の就業 ※労働基準法における「年少者」とは、満18歳に満たない者を指す。	該当・ 該当なし
(1) 児童労働をさせていないか？ ※原則、児童が満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了するまで、労働をさせてはならない。〈労基法56条〉	適・否 該当なし
(2) 深夜労働をさせていないか？ ※使用者は、満18歳に満たない者を午後10時から午前5時までの間に労働をさせてはならない。ただし、交替制によって勤務する満16歳以上の男性についてはこのかぎりではない。〈労基法61条〉	適・否 該当なし
(3) 危険有害業務及び重量物を取り扱う業務に就かせていないか？ ※使用者は、満18歳に満たない者に圧縮ガス又は液化ガスを用いる業務や省令で定める重量以上の重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。〈労基法62条〉	適・否 該当なし

6. 妊産婦等の就業者 ※労働基準法における「妊産婦」とは、妊娠中及び産後1年を経過しない女性を指す。	該当・ 該当なし
(1) 産前産後の女性就業者へ配慮しているか？ ※使用者は、6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合、また原則、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。〈労基法65条1項、2項〉 ※妊娠中の女性が請求した場合は、他の軽易な業務に転換させなければならない。〈労基法65条3項〉	適・否 該当なし
(2) 育児時間を与えているか？ ※生後満1年に達しない生児を育てる女性は、法令で定められた休憩時間のほか、1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる。〈労基法67条〉	適・否 該当なし
(3) 危険有害業務及び重量物を取り扱う業務に就かせていないか？ ※使用者は、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性（妊産婦）を、有害ガスを発散する場所における業務や省令で定める重量以上の重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。〈労基法64条の3〉	適・否 該当なし
7. 業務上の負傷等による保証	
(1) 業務上の負傷である場合の医療費は会社負担であるか？ ※労働者が業務上負傷し又は疾病にかかった場合、使用者は、その費用で必要な療養を行い又は必要な療養の費用を負担しなければならない。〈労基法75条〉	適・否 該当なし
(2) 業務上の負傷である場合の休業補償を行っているか？ ※労働者が業務上負傷し又は疾病にかかった場合による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の60%の休業補償を行わなければならない。〈労基法76条〉	適・否 該当なし
(3) 業務上の負傷により障害が生じた場合に障害補償を行っているか？ ※労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり、治った場合において、その身体に障害が存するときは、使用者は、その障害の程度に応じて規定の金額の障害補償を行わなければならない。〈労基法77条〉	適・否 該当なし
(4) 業務上死亡した場合に補償を行っているか？ ※労働者が業務上死亡した場合、使用者は遺族に対して、平均賃金の1,000日分の遺族補償を行わなければならない。〈労基法79条〉また、葬祭を行う者に対して、平均賃金の60日分の葬祭料を支払わなければならない。〈労基法80条〉	適・否 該当なし
8. 就業規則	
(1) 10人以上の労働者がいる場合、就業規則を定めているか？ ※常時10人以上の労働者を使用する使用者は、始業及び終業の時刻等について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。〈労基法89条〉	適・否 該当なし
ア. 就業規則の作成・変更時に労働者の意見を聴いているか？ ※使用者は、就業規則の作成又は変更について、労働組合（労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者）の意見を聴かななければならない。〈労基法90条〉	適・否 該当なし
9. 社会保険へ加入しているか？ ※社会保険とは、労働者が怪我や失業、加齢等で働けなくなった場合に給付を受けるための制度。具体的には、医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険及び労災保険の総称。労働者の場合、医療保険は健康保険（自営業者の場合は国民健康保険）、年金保険は厚生年金（自営業者の場合は国民年金）がこれにあたる。常時使用される労働者が5人未満の個人事業所は、原則、健康保険及び厚生年金保険への加入義務はない。社会保険の加入対象となっているにもかかわらず未加入事業所は罰則の対象となる。〈健康保険法〉	
10. 外国人の就労	
(1) 技能実習生に対して、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行っているか？ ※違反があった場合には、改善命令や認定の取消しの対象となる。 〈外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律〉 ※なお、技能実習制度については、さまざまな課題を抱えていたことから制度の見直し議論が行われてきた。今後、従来の制度を廃止し、新制度へ移行する予定となっている。	適・否 該当なし
(2) 留学生アルバイトの雇用上限時間を守っているか？ ※留学生は、「資格外活動許可書」が交付されている場合、週28時間以内（長期休暇中は1日8時間以内、週40時間以内）アルバイトをすることができる。〈出入国管理及び難民認定法〉	適・否 該当なし

(3) 不法就労者を雇用していないか？ ※オーバーステイはもとより、留学生や難民認定申請中の者が許可を得ないで働くこと、観光等の短期滞在目的で入国した者が働くこと、そして残留資格で認められた範囲外の業務を行うことは不法就労となり、雇用者は不法就労助長罪に問われる。〈出入国管理及び難民認定法〉	適・否 該当なし
(4) 外国人労働者の雇用・離職の際にハローワークへ届出をしているか？ ※事業主は、外国人労働者（在留資格「外交」、「公用」、「特別永住者」を除く）の雇用又は離職の際に、その外国人の氏名等についてハローワークへの届出が義務付けられている。 〈労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律〉	適・否 該当なし

3. 労働安全衛生法 他

（注）略語について

1. 〈安衛法〉労働安全衛生法
2. 〈施行令〉労働安全衛生法施行令
3. 〈安衛則〉労働安全衛生規則
4. 〈特化則〉特定化学物質障害予防規則
5. 〈有機則〉有機溶剤中毒予防規則

確認項目	適否
常時 300 人以上の労働者を使用している事業場	該当・ 該当なし
1. 総括安全衛生管理者を選任しているか？ ※自動車整備業の場合、常時 300 人以上の労働者を使用する事業場は総括安全衛生管理者を選任し、安全管理者又は衛生管理者を指揮させ、労働者の危険防止等の措置に関する業務を統括管理させなければならない。〈安衛法 10 条 1 項〉	適・否
常時 50 人以上の労働者を使用している事業場 (常時 300 人以上の労働者を使用している事業場も要回答)	該当・ 該当なし
2. 安全管理者及び衛生管理者を選任しているか？ ※自動車整備業の場合、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場は安全管理者を選任し、安全に係る事項を管理させなければならない。〈安衛法 11 条 1 項〉 ※業種を問わず、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場は衛生管理者を選任し、衛生に係る事項を管理させなければならない。〈安衛法 12 条 1 項〉	適・否
(1) 安全管理者及び衛生管理者に教育・講習等を受けさせているか？ ※初任時教育、定期教育（概ね 5 年毎）及び随時教育を受けさせる必要がある。〈安衛法 19 条の 2 - 1 項〉	適・否
3. 産業医を選任しているか？ ※業種を問わず、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場は医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならない。〈安衛法 13 条 1 項〉	適・否
(1) 産業医の業務内容等を掲示しているか？ ※産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の内容等を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し又は備え付けること等により、労働者に周知させなければならない。〈安衛法 101 条 2 項〉	適・否
4. 安全委員会及び衛生委員会（もしくは安全衛生委員会）を設けているか？ ※自動車整備業の場合、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場は安全委員会を設置し、労働者の危険を防止するための対策等について調査審議させ、事業者に対して意見を述べさせなければならない。 〈安衛法 17 条 1 項〉 ※業種を問わず、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場は衛生委員会を設置し、労働者の健康障害を防止するための対策等について調査審議させ、事業者に対して意見を述べさせなければならない。〈安衛法 18 条 1 項〉 ※なお、安全委員会及び衛生委員会に代えて安全衛生委員会の設置でもよい。〈安衛法 19 条 1 項〉	適・否
常時 50 人未満の労働者を使用している事業場 (常時 50 人以上の労働者を使用している事業場は回答不要)	該当・ 該当なし
5. 安全衛生推進者を選任しているか？ ※業種を問わず、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場は安全衛生推進者を選任し、安全管理者及び衛生管理者が担う業務を担当させなければならない。〈安衛法 12 条の 2〉	適・否 該当なし

(1) 安全衛生推進者に教育・講習等を受けさせているか？ ※初任時教育、定期教育（概ね5年毎）及び随時教育を受けさせる必要がある。（安衛法19条の2-1項）	適・否 該当なし
6. 労働者の健康管理を医師等に行わせるよう努めているか？ ※産業医の選任義務のない常時50人未満の労働者を使用する事業場であっても、医師もしくは保健師に労働者の健康管理等を行わせるように努めなければならない（努力義務）。（安衛法13条の2-1項）	適・否
(1) 医師等の業務内容等を周知させるよう努めているか？ ※労働者の健康管理を医師等に行わせている事業者は、その事業場における産業医の業務の内容等を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し又は備え付けること等により、労働者に周知させるよう努めなければならない（努力義務）。（安衛法101条2項）	適・否
7. 安全又は衛生に関する事項について労働者の意見を聴くための機会を設けるよう努めているか？ ※安全委員会及び衛生委員会（もしくは安全衛生委員会）を設けている以外の事業者は、安全・衛生に関する事項について労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない（努力義務）。（安衛法13条の2-1項）	適・否
全員回答（労働者数不問）	
8. 安全衛生業務従事者への教育を行っているか？ ※事業者は、安全衛生業務従事者へ労働災害防止のための教育を行わなければならない。（安衛法19条の2-1項）	適・否
9. 機械や引火性物質等による危険を防止する措置の状況 ※事業者は機械、引火性物質及び電気等による危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。（安衛法20条）	
(1) 電気自動車等の点検整備に際し、安全対策を行っているか？ ※絶縁保護具や絶縁工具を使用し、車両に「高電圧作業中／触るな！」等の表示を行うとともにその他適切な対策を行うこと。（安衛法20条）	適・否 該当なし
(2) 事故車等排除業務の安全対策について教育・訓練を行っているか？ ※事業所において、作業員への教育や訓練を行い、二次災害の防止に努める。また、電気自動車等の車両の取扱い方法等についても教育を行う。（安衛法20条）	適・否 該当なし
(3) 機械等について定期自主検査を行っているか？ ※事業者は、機械等について定期自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。（安衛法45条1項） ※フォークリフト、絶縁保護具、アセチレン溶接装置、乾燥設備及び局所排気装置等については、有資格者が一定の期間ごとに検査を行わなければならない（特定自主検査）。（施行令15条1項、2項）	適・否
(4) アセトン等を容器に入れた場合、有害物であることの表示を行っているか？ ※爆発性・発火性・引火性等、もしくはベンゼン、アセトン等、施行令18条（省略）で定めるものを容器に入れる者は、その容器に名称等を表示しなければならない。（安衛法57条1項）	適・否 該当なし
(5) ガス溶接作業に関する安全対策等を行っているか？ ※アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接等を行う事業者は、作業主任者の選任等を行う必要がある（適用除外規定あり）。（施行令6条2号）	適・否 該当なし
ア. 「ガス溶接作業主任者」を選任しているか？ ※アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接等を行う事業者は、ガス溶接作業主任者（ガス溶接作業主任者の免許が必要）の選任が必要。（施行令6条2号）	適・否
① 作業主任者は能力向上講習を受講するよう努めているか？ ※事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、作業主任者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力向上教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない（努力義務）。（安衛法19条の2-1項）	適・否
② 作業主任者の氏名等を掲示しているか？ ※事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。（安衛則18条）	適・否

イ. 1年に1回定期自主検査を行っているか？ ※装置の損傷の有無等、装置の自主検査を行うこと。〈安衛則 317 条 1 項〉		適・否
①定期自主検査の記録・保存を行っているか？ ※事業者は、自主検査を行ったときは、検査年月日等を記録し、これを3年間保存しなければならない。〈安衛則 317 条 4 項〉		適・否
②適切な補修等を行っているか？ ※事業者は、自主検査の結果、当該アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置に異常を認めたとときは、補修その他必要な措置を講じた後でなければ、これらを使用してはならない。〈安衛則 317 条 3 項〉		適・否
ウ. 可燃性ガスによる金属溶接従事者は免許保持者又は講習受講者か？ ※事業者は、可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務に係る免許を受けた者又は技能講習を修了した者でなければ、当該業務に就かせてはならない。〈安衛法 61 条 1 項〉		適・否 該当なし
①作業中に免許証・講習修了証明書等を携帯しているか？ ※可燃性ガスによる金属溶接に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。〈安衛法 61 条 3 項〉		適・否 該当なし
②水準向上教育を受けさせる機会を与えているか？ ※事業者は、その事業場における安全衛生の水準向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者（危険有害業務従事者）に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育（安全衛生教育）を行うように努めなければならない。〈安衛法 60 条の2〉		適・否 該当なし
(6) 乾燥設備に関する安全対策等を行っているか？ ※一定要件の乾燥設備を有する場合、作業主任者等の選任等を行う必要がある（適用除外規定あり）。〈施行令 6 条 8 号〉		適・否 該当なし
ア. 「乾燥設備作業主任者」を選任しているか？ ※乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者のうちから、乾燥設備作業主任者を選任しなければならない。〈安衛則 297 条〉		適・否
①作業主任者は能力向上講習を受講するよう努めているか？ ※事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、作業主任者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力向上教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない（努力義務）。〈安衛法 19 条の2－1 項〉		適・否
②作業主任者の氏名等を掲示しているか？ ※事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。〈安衛則 18 条〉		適・否
イ. 乾燥設備の電気設備は適切か？ ※乾燥設備に附属する電熱器や電灯等に接続する配線及び開閉器については、当該乾燥設備に専用のものを使用し、また、乾燥設備の内部には、電気火花を発生することにより危険物の点火源となるおそれのある電気機械器具又は配線を設けてはならない。〈安衛則 295 条〉		適・否
ウ. 乾燥設備の使用方法是適切か？ ※乾燥設備を使用するときは、あらかじめ内部を掃除し又は換気すること等、規定の使用方法によること。〈安衛則 296 条〉		適・否
エ. 1年に1回定期自主検査を行っているか？ ※装置の損傷の有無等、装置の自主検査を行うこと。〈安衛則 299 条〉		適・否
①定期自主検査の記録・保存を行っているか？ ※事業者は、定期自主検査を行ったときは、検査年月日等を記録し、これを3年間保存しなければならない。〈安衛則 299 条 3 項〉		適・否
②適切な補修を行っているか？ ※事業者は、自主検査の結果、当該乾燥設備又はその附属設備に異常を認めたとときは、補修その他必要な措置を講じた後でなければ、これらの設備を使用してはならない。〈安衛則 300 条〉		適・否

10. 粉じん等による健康障害を防止するための措置の状況

※事業者はガス、粉じん、廃棄及び廃液等による健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（安衛法 22 条）

(1) 特定化学物質に関する対策 ※特定化学物質予防規則に基づいた管理等を行っているかを確認する（適用除外規定あり）。	該当・ 該当なし
ア. 「特定化学物質作業主任者」を選任しているか？ ※塗料やパテにエチルベンゼンが 1 % を超えて含まれる場合、又はキシレン等の有機溶剤とエチルベンゼンが合計して 5 % を超えて含まれる場合において「塗装業務」を行う事業者や、「アーク溶接」を行う事業者は、上記作業主任者の選任が必要となる。（施行令 6 条 18 号）	適・否 該当なし
①作業主任者は能力向上講習を受講するよう努めているか？ ※事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、作業主任者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力向上教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない（努力義務）。（安衛法 19 条の 2 - 1 項）	適・否
②作業主任者の氏名等を掲示しているか？ ※事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。（安衛則 18 条）	適・否
イ. 適切な換気装置を使用しているか？ ※局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けなければならない。（特化則 5 条 1 項）	適・否
①定期自主検査・点検を行っているか？ ※局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の定期自主検査を行うこと。（特化則 30 条） ※局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を初めて使用する場合もしくは修理等を行った場合は点検を行わなければならない。（特化則 33 条）	適・否
②定期自主検査・点検の記録を保存しているか？ ※事業者は、定期自主検査の記録を 3 年間保存しなければならない。（特化則 32 条） ※事業者は、点検の記録を 3 年間保存しなければならない。（特化則 34 条の 2）	適・否
③適切な補修を行っているか？ ※事業者は、定期自主検査・点検により異常を認めたときは補修等を行わなければならない。（特化則 35 条）	適・否
ウ. 特定化学物質に汚染されたぼろ等を放置していないか？ ※事業者は、特定化学物質により汚染されたぼろ、紙くず（換気装置を拭いた布や、使用済みの呼吸用保護具）等については、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するため、ふた又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければならない。（特化則 12 条の 2） なお、内容物や容器を廃棄する場合にあっては、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託することとされている。詳しくは厚生労働省による「職場の安全サイト」参照。	適・否
エ. 立入禁止の措置を行っているか？ ※事業者は、特定化学物質が発生する作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。（特化則 24 条）	適・否
オ. アーク溶接を行う場合、溶接ヒュームを濃度測定を行ったか？ ※令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に個人サンプリング法により溶接ヒュームの濃度測定を行わなければならない。（特化則 附則 2 条） ※また、今後新たな金属アーク溶接作業の導入時や作業方法の変更時は、個人サンプリング法により溶接ヒュームの濃度測定を行わなければならない。（特化則 38 条の 21 - 2 項）	適・否 該当なし
①測定結果に応じて必要な措置を講じたか？ ※事業者は、規定による空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。（特化則 38 条の 21 - 3 項）	適・否
②測定結果の記録を保存しているか？ ※事業者は、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定（再測定を含む）を行ったときは、その都度記録し、これを当該測定に係る金属アーク溶接等作業の方法を用いなくなった日から起算して 3 年を経過する日まで保存しなければならない。（特化則 38 条の 21 - 10 項）	適・否

力. 保護具が備え付けられているか？ ※事業者は、特定化学物質を取り扱う作業場には、物質のガス、蒸気又は粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。〈特化則 43 条〉	適・否
①保護具は必要数あるか？ ※事業者は、保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。〈特化則 45 条〉	適・否
②適切な保護具であるか？ ※事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業場について溶接ヒュームの濃度を測定（再測定を含む）の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。〈特化則 38 条の 21 - 7 項〉	適・否 該当なし
③保護具を着用しているか？ ※金属アーク溶接等の作業に労働者を従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させる。〈特化則 38 条の 21 - 5 項〉	適・否 該当なし
キ. 保護具の定量的フィットテストを行っているか？ ※令和 5 年 4 月 1 日以降、金属アーク溶接作業を行う屋内作業場において使用する保護具について、1 年に 1 回装着の確認（定量的フィットテスト）を行わなければならない。〈特化則 38 条の 21 - 9 項〉	適・否 該当なし
①定量的フィットテストの結果を記録・保存しているか？ ※定量的フィットテストを行った記録を 3 年間保存しなければならない。〈特化則 38 条の 21 - 9 項〉	適・否
ク. 6 ヶ月に 1 回、特定化学物質健康診断を行っているか？ ※特定化学物質に係る作業に労働者を従事させるとき、及びその後 6 ヶ月以内毎に 1 回定期健康診断を行わなければならない。〈特化則 39 条 1 項、別表 3〉	適・否 該当なし
①健康診断の結果、異常の疑いがある場合に医師による追加検査を受けているか？ ※事業者は、健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、胸部 X 線撮影等を行い医師による追加検査を行わなければならない。〈特化則 39 条 3 項、別表 4〉	適・否
②特定化学物質健康診断個人票を作成・保存しているか？ ※事業者は、健康診断の結果に基づき、特定化学物質健康診断個人票を作成し、5 年間保存しなければならない。〈特化則 40 条 1 項〉	適・否
③特定化学物質健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署に提出しているか？ ※事業者は、定期の健康診断を行ったときは、遅滞なく、特定化学物質健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。〈特化則 41 条〉	適・否
ケ. 休憩室を設けているか？ ※事業者は、特定化学物質に係る作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行なう作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。〈特化則 37 条 1 項〉	適・否
コ. 洗浄設備を設けているか？ ※事業者は、特定化学物質に係る作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。〈特化則 38 条 1 項〉	適・否
サ. 作業場での喫煙・飲食の禁止を表示しているか？ ※事業者は、特定化学物質を取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。〈特化則 38 条の 2 - 1 項〉	適・否
シ. 作業場の床等は水で洗浄できる構造か？ ※事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとななければならない。〈特化則 38 条の 21 - 11 項〉	適・否 該当なし
①作業場の床等を毎日洗浄しているか？ ※事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、毎日 1 回以上掃除しなければならない。〈特化則 38 条の 21 - 11 項〉	適・否
(2) 有機溶剤に関する対策 ※有機溶剤中毒予防規則に基づいた管理等を行っているかを確認する（適用除外規定あり）。	該当・ 該当なし

ア.「有機溶剤作業主任者」を選任しているか？ ※屋内作業場において有機溶剤を取り扱う事業者は、有機溶剤作業主任者の選任が必要。 （施行令6条22号）	適・否
①作業主任者は能力向上講習を受講するよう努めているか？ ※事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、作業主任者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力向上教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない（努力義務）。（安衛法19条の2－1項）	適・否
②作業主任者の氏名等を掲示しているか？ ※事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。 （安衛則18条）	適・否
イ. 適切な換気装置を使用しているか？ ※局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けなければならない（適用除外規定あり）。（有機則5条）	適・否 該当なし
①定期自主検査を行っているか？ ※局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の定期自主検査を行うこと。（有機則20条、20条の2）	適・否
②定期自主検査の記録・保存を行っているか？ ※事業者は、自主検査を行なったときは、検査年月日等を記録して、これを3年間保存しなければならない。（有機則21条）	適・否
③点検を行っているか？ ※事業者は、局所排気装置をはじめて使用するとき又は修理を行ったときは、排気能力等について点検を行わなければならない。（有機則22条1項）	適・否
④適切な補修を行っているか？ ※事業者は、定期自主検査・点検により異常を認めたときは補修等を行わなければならない。 （有機則23条）	適・否
ウ. 有機溶剤の注意事項等の掲示を行っているか？ ※事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、有機溶剤の注意事項等を作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示しなければならない。 （有機則24条1項）	適・否
エ. 有機溶剤の区分の表示を行っているか？ ※事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分（「第1種有機溶剤…赤」など）を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示しなければならない。 （有機則25条1項）	適・否
オ. 6ヶ月に1回、有機溶剤の濃度測定を行っているか？（作業環境測定） ※一定量以上の有機溶剤を使用する屋内作業場は、作業環境測定を行わなければならない。 （有機則28条2項）	適・否 該当なし
①作業環境測定の結果記録・保存を行っているか？ ※事業者は、規定により測定を行なったときは、測定日時等を記録して、これを3年間保存しなければならない。（有機則28条3項）	適・否
②作業環境測定の結果評価・保存を行っているか？ ※事業者は、作業環境測定の結果の評価を行ない、その結果を記録しておかななければならない。 （安衛法65条の2－3項）	適・否
③評価に従った措置を行っているか？ ※事業者は、作業環境測定の結果、第2管理区分もしくは第3管理区分に区分された場所については、施設等の点検を行い、施設等の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じるようにしなければならない。（有機則28条の3－1項）	適・否
カ. 6ヶ月に1回、有機溶剤等健康診断を行っているか？ ※一定量以上の有機溶剤を使用する屋内作業場において作業に従事する従業員は、健康診断を受けなければならない。（有機則29条2項）	適・否 該当なし

①有機溶剤等健康診断個人票を作成・保存しているか？ ※事業者は、有機溶剤等健康診断の結果に基づき、有機溶剤等健康診断個人票を作成し、これを5年間保存しなければならない。〈有機則 30 条〉	適・否
②有機溶剤等健康診断個人票を所轄の労働基準監督署に提出しているか？ ※事業者は、定期の有機溶剤等健康診断を行ったときは、遅滞なく、有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。〈有機則 30 条の3〉	適・否
キ. 保護具を着用しているか？ ※屋内作業場において有機溶剤業務を行う場合、送気マスク又は有害ガス用防毒マスク等を使用させる（適用除外規定あり）。〈有機則 33 条〉	適・否 該当なし
①保護具の数は適切か？ ※事業者は、保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。〈有機則 33 条の2〉	適・否
ク. 有機溶剤等の貯蔵方法は適切か？ ※屋内に有機溶剤等を貯蔵するときは、有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備等適切な貯蔵方法によること。〈有機則 35 条〉	適・否
ケ. 空容器の処理方法は適切か？ ※有機溶剤の空容器については、屋外の一定の場所に集積する等適切に処理を行う。〈有機則 36 条〉	適・否
11. 作業場等について避難方法等、生命保持のための措置を講じているか？ ※事業者は労働者を就業させる建設物・事業場について、通路等の保全、換気等による健康の保全等の保持のために必要な措置を講じなければならない。〈安衛法 23 条〉	適・否
12. 作業行動による労働災害防止のための措置を講じているか？ 〈安衛法 24 条〉	適・否
13. リスクアセスメントを行い、労働者の危険・健康障害を防止するための措置に努めているか？ ※「リスクアセスメント」とは、作業者の安全を確保し、危害を可能な限り低減するための安全確認方法。 ※事業者は建設物、設備、ガス、蒸気、粉じん等又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、労働者の危険・健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。（努力義務）。〈安衛法 28 条の2－1 項〉 ※また、令和6年4月1日施行により、化学物質を取り扱う事業場ごとに「化学物質管理者」を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理や化学物質の管理に係る技術的事項の管理をさせることが必要となる。〈安衛則 12 条の5〉	適・否
14. 安全衛生教育の実施（受講）状況 ※事業者は、危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全・衛生のための特別教育を行わなければならない。〈安衛法 59 条3 項〉	
(1) 雇い入れ時教育を実施（受講）しているか？ ※事業者は、労働者を雇い入れ又は作業内容を変更したときは、その従事する業務に関する安全・衛生のための教育（雇い入れ時教育）を行わなければならない。〈安衛法 59 条1 項、2 項〉	適・否
(2) 特別教育を実施（受講）しているか？ ※事業者は、危険又は有害な一定の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならない。〈労働安全衛生法 59 条3 項〉 下記は必要な特別教育の抜粋であるため、記載なき特別教育（最大積載量1t未満のフォークリフトの運転時など）も確認した上で適否に○を付す。	適・否 該当なし
ア. ディスクグラインダーの砥石の取替業務 ※自由研削用砥石（ハンディタイプや卓上型のディスクグラインダーの砥石）の交換及び試運転には特別教育が必要となる。〈安全衛生特別教育規程2 条〉	適・否 該当なし
イ. アーク溶接業務 ※アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務には特別教育が必要となる。 〈安全衛生特別教育規程4 条〉	適・否 該当なし
ウ. 電気自動車等の整備業務 ※対地電圧 50V を越える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備業務には特別教育が必要となる。 〈安全衛生特別教育規程6 条の2〉	適・否 該当なし

エ. 巻上げ機の運転業務 ※動力により駆動される巻上げ機（車積載車のウインチが該当）の運転業務には特別教育が必要となる。〈安全衛生特別教育規程 14 条〉	適・否 該当なし
オ. タイヤの空気圧充てん業務 ※二輪自動車を除く自動車用タイヤ組立に係わる空気圧縮機を使用した空気充てん業務には特別教育が必要となる。〈安全衛生特別教育規程 20 条〉 ※なお、業務対象は大気圧からの空気充てん作業であり、空気の補充作業は含まない。 〈施行通達平成 2 年 9 月 26 日付基発第 583 号〉	適・否 該当なし
(3) 職長教育を実施（受講）しているか？ ※事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）に対し、作業方法等について、安全・衛生のための教育を行わなければならない。 〈安衛法 60 条、施行令 19 条 5 項〉	適・否
(4) 水準向上教育を実施（受講）に努めているか？ ※事業者は、その事業場における安全衛生の水準向上を図るため、危険・有害な業務に現に就いている者（危険有害業務従事者）に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育（安全衛生教育）を行うように努めなければならない（努力義務）。〈安衛法 60 条の 2－1 項、危険有害業務従事者教育指針 I〉	適・否
15. 中高年齢者等の適切な配置に努めているか？ ※事業者は、中高年齢者、身体障害者及び出稼労働者等については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない（努力義務）。〈安衛法 62 条〉	適・否
16. 健康の保持増進のための措置状況 ※事業者は、労働者の健康保持に努めなければならない。〈労働安全衛生法 65 条〜〉	
(1) 労働者の健康に配慮して作業管理を行っているか？ ※事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない（努力義務）。〈安衛法 65 条の 3〉	適・否
(2) 健康診断を行っているか？ ※「雇入時の健康診断」及び「定期健康診断」を行わなければならない。〈安衛法 66 条 1 項〉 ※また、溶接ヒューム、アセトンなどの有機溶剤を取り扱う業務の場合「有害業務の健康診断」を行わなければならない。〈安衛法 66 条 2 項〉	適・否
ア. 深夜業の健康保持を考慮して健康診断を受講しているか？ ※深夜業（主に午後 10 時～午前 5 時）に従事する労働者であって、その深夜業の回数等により労働者の健康の保持を考慮して要件〈省略〉に該当するものは、自ら受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。〈安衛法 66 条の 2〉	適・否 該当なし
イ. 健康診断の結果を記録しているか？ ※雇入時の健康診断、定期健康診断及び有害業務の健康診断等の結果を記録しておかなければならない。〈安衛法 66 条の 3〉	適・否
ウ. 健康診断個人票を作成・保存しているか？ ※事業者は、健康診断に基づき、健康診断個人票を作成して、これを 5 年間保存しなければならない。 〈安衛則 51 条〉	適・否
エ. 健康診断に関する秘密を保持しているか？ ※規定による健康診断、面接指導、検査又は面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。〈安衛法 105 条〉	適・否
(3) 受動喫煙の防止に努めているか？ ※一般事務所や工場内では喫煙室以外において喫煙してはならないとされている。〈安衛法 68 条の 2〉	適・否 該当なし
(4) 健康教育や健康の保持増進を図るための措置を講じるように努めているか？ ※事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない（努力義務）。〈安衛法 69 条 1 項〉 ※事業者は、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない（努力義務）。〈安衛法 70 条〉	適・否

17. 労働法に基づく命令の要旨を労働者に周知しているか？ ※事業者は、労働法及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し又は備え付けること等により、労働者に周知させなければならない。〈労働法 101 条 1 項〉	適・否
18. 労働法に基づき作成した書類を保存しているか？ ※事業者は、労働法又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類を、保存しなければならない。〈労働法 103 条 1 項〉	適・否

4. 建築基準法 他

確認項目	適否
1. 確認申請関連	
(1) プレハブ物置等、違法な増築を行っているか？ ※増築前・後にかかわらず、次に該当する建築物の増築を行う際には、事前に確認申請が必要となる。〈建築基準法 6 条〉なお、建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するものであると定義されている。〈建築基準法 2 条〉 - 床面積の合計が 200m^2 を超える自動車修理工場 3 階以上又は床面積 500m^2 を超える等の木造建築物 2 階以上又は床面積 200m^2 を超える木造以外の建築物 - 都市計画区域、準都市計画区域もしくは景観法における準景観地区内等における建築物 - 床面積が 10m^2 を超える建築物を単独で増築（物置等）	適・否 該当なし
(2) 建物の修繕・模様替え前に確認申請を行っているか？ ※次に該当する建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕・模様替えを行う際には確認申請が必要となる。〈建築基準法 6 条〉 - 床面積の合計が 200m^2 を超える自動車修理工場 3 階以上又は床面積 500m^2 を超える等の木造建築物 2 階以上又は床面積 200m^2 を超える木造以外の建築物 - 都市計画区域、準都市計画区域もしくは景観法における準景観地区内等における建築物	適・否 該当なし
2. 建物のひさし等が敷地境界線から突出していないか？ ※建物は敷地境界線から 50cm 以上離して建築することが規定されている。ただし、着工後 1 年以上経過しその建物が完成した場合は、改修の義務は生じず、賠償請求のみを受ける場合がある。〈民法 234 条〉	適・否 該当なし
3. 必要に応じて、建築物の維持保全に関する準則の作成を行っているか？ ※次に該当する自動車整備工場や自動車車庫については、必要に応じ、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、維持保全に関する準則又は計画を作成しなければならない（努力義務）。〈建築基準法 8 条〉 - 床面積が 100m^2 を超える - 階数が 3 以上	適・否 該当なし
4. エレベーター関連	該当・ 該当なし
(1) 定期的にエレベーターを検査して結果報告を行っているか？ ※人又は物を運搬するエレベーターであって、この水平投影面積が 1m^2 を超えるもの、又は天井の高さが 1.2m を超えるものについては、昇降機等検査員に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。〈建築基準法 12 条 3 項〉	適・否
(2) エレベーターに用途や積載量などの表示を行っているか？ ※用途及び積載量（kg）並びに乗用エレベーターは最大定員を明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。〈建築基準法施行令 129 条の 6〉	適・否
(3) 安全装置は機能しているか？ ※エレベーターは制御器により、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること。〈建築基準法施行令 129 条の 8－2 項 2 号〉	適・否
5. 無資格で EV 充電用コンセント等の設置等の電気配線を行っているか？ ※建築物の電気設備は、法規で定める工法によって設けなければならない。〈建築基準法 32 条〉 600V 以下の電球交換等を除き、電気工事士が電気工事を行わなければならない。〈電気工事士法 3 条〉	適・否 該当なし

6. 敷地内の避難路に資材等を置かずに規定の幅を確保しているか？ ※3階建て以上の建築物や延べ面積 1,000m ² を超える等の建築物については、敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、幅員 1.5m（3階建て以下で延べ面積が 200m ² 未満の建築物の敷地内は 90cm）以上でなければならない。（建築基準法 35 条）	適・否 該当なし
7. 階段に手すりを設けているか？ ※高さが 1 m を越える階段には、手すりを設けなければならない。（建築基準法施行令 25 条）	適・否 該当なし
8. 屋外広告物関連	
(1) 都道府県条例による広告物の設置禁止・制限に従っているか？ ※都道府県は、条例により広告物の表示又は掲出物件の設置禁止・制限することができる。（屋外広告物法 3 条、4 条）	適・否 該当なし
(2) 都道府県条例による広告物の表示方法に従っているか？ ※都道府県は、条例により広告物の形状、面積等の基準を定めることができる。（屋外広告物法 5 条）	適・否 該当なし

5. 消防法

確認項目	適否
1. 喫煙所等における消火準備を行っているか？ ※屋外において喫煙等を行う場合、消防長その他の消防吏員は、物件の所有者等に対して消火準備をとるべきことを命ずることができる。（消防法 3 条）	適・否 該当なし
2. 防火管理者を定めているか？ ※収容人数が 50 人以上の作業場等において、防火管理者を定めなければならない。（消防法 8 条 1 項）	適・否 該当なし
(1) 防火管理者を定めた場合、届出を行っているか？ ※防火管理者を定めたときは（解任も含む）、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。（消防法 8 条 2 項）	適・否 該当なし
3. 廊下等、避難路となる場所に荷物等を放置していないか？ ※事業場等において廊下、階段、避難口、防火戸その他について避難の支障になる物件が放置されないように管理しなければならない。（消防法 8 条の 2 の 4）	適・否
4. 圧縮アセチレンガスを使用している場合、消防長等に届け出ているか？ ※圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他を貯蔵又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。また、貯蔵又は取り扱いを廃止する場合も届け出なければならない。（消防法 9 条の 3）	適・否 該当なし
5. 危険物関連 ※消防法で規定するガソリンやアセトン等の危険物を貯蔵又は取り扱う場合、消防法に規定する事項に適合していること。	該当・ 該当なし
(1) 指定数量未満の危険物を取り扱っている場合、市区町村条例に従っているか？ ※指定数量未満の危険物の取扱いは、市区町村条例に従い行うこと。（消防法 9 条の 4）なお、指定数量の一例及び指定数量の倍数（指定数量比）計算方法については P.31 の表を参照。	適・否 該当なし
(2) 指定数量以上危険物を取り扱っている場合	該当・ 該当なし
ア. 許可を受けているか？ ※指定数量以上の危険物は、法で定める貯蔵所等以外で貯蔵又は取り扱ってはならない。（消防法 10 条）	適・否
イ. 危険物取扱者関連	
①危険物取扱者が危険物の取扱い作業を行っているか？ ※貯蔵所等においては、危険物取扱者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。（消防法 13 条）	適・否

②危険物取扱者は保安講習を受けているか？ ※貯蔵所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、3年に1回、危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない。〈消防法13条の23〉	適・否
③危険物取扱者保安監督者を選任しているか？ ※指定数量が30倍を超える屋外貯蔵所等の所有者等は、甲種・乙種危険物取扱者で、6月以上危険物取扱いの実務経験を有するもののうちから危険物保安監督者を定めなければならない。〈消防法13条〉	適・否 該当なし
ウ. 規定の標識及び掲示板が設けられているか？ ※屋内貯蔵所等には、見やすい箇所に屋内貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。〈危険物の規制に関する政令10条〉	適・否
エ. 危険物の貯蔵方法は適切か？ ※屋内貯蔵所等において、危険物以外の物品を貯蔵する際には1m以上の間隔を置く、など具体的に規定されている。〈危険物の規制に関する政令26条〉	適・否
オ. 消火設備は適切か？ ※貯蔵所等の延べ面積等に応じて必要となる消火設備が規定されている。〈危険物の規制に関する政令20条〉	適・否
6. 消防の設備等 ※事業場等の関係者は、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように技術上の基準に従って設置し及び維持しなければならない。〈消防法17条〉	
(1) 基準に適合する消火器の消火設備、警報設備及び避難設備が備えられているか？ ※延べ面積が150m²以上の工場となる場合、消火器等の設置義務が生じる。〈消防法施行令10条〉	適・否 該当なし
(2) 消防用設備の定期点検を行っているか？ ※消防用設備等について、延べ面積1,000m²以上の事業場の場合、定期に資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。〈消防法17条の3の3〉	適・否 該当なし

6. 騒音規制法／振動規制法

確認項目	適否
1. 騒音防止について適切な措置を行っているか？ ※原動機の定格出力が7.5kW以上の空気圧縮機及び送風機を有する場合等、騒音規制の対象となる。時間や区域等により規制値が規定されている。〈騒音規制法2条〉	適・否 該当なし
2. 振動の発生に関する規制基準に適合しているか？ ※指定区域内において原動機の定格出力が7.5kW以上の圧縮機を設置する場合、市区町村へ届出なければならない。なお、軽微な変更の場合届出は不要とされている。また、振動はdB（デシベル）に置き換えられ、時間や区域等により規制値が規定されている。〈振動規制法6条〉	適・否 該当なし

7. 水質汚濁防止法／下水道法

確認項目	適否
1. 自動車特定整備事業者の洗車施設 ただし、屋内作業場の総面積が800m²未満もしくは自動式車両洗浄施設でない場合は除く (水質汚濁防止法2条)	適・否 該当なし
(1) 洗車施設の構造等の変更時、届出を行っているか？ ※洗車施設から排出される汚水の処理の方法等を変更しようとするときは、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。〈下水道法12条の4〉	適・否 該当なし
(2) 下水の水質を測定し、その結果を保存しているか？ ※洗車施設の設置者は、当該下水の水質を温度又は水素イオン濃度については1日1回以上測定し、その結果を記録し5年間保存しておかなければならない。〈下水道法12条の12〉	適・否

8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(注①) 略語について

1. 〈廃棄物処理法〉 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(注②) 特に明記がない場合、廃棄物は産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（廃油等）を示す。

確認項目	適否
1. 土地建物を清潔に保つようになっているか？ ※土地又は建物の管理者等は、その管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（努力義務）。〈廃棄物処理法5条〉	適・否
2. 廃棄物の処理は適切か？ ※廃棄物は、廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託して処分する必要がある。 〈廃棄物処理法12条5項、12条の2-5項〉	適・否
3. 廃棄物を投棄・焼却処理していないか？ ※何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。〈廃棄物処理法16条〉また、何人も、基準に従って処理を行う場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。〈廃棄物処理法16条の2〉	適・否
4. マニフェスト関連 ※産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引き渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他を記載した産業廃棄物管理票（通称、マニフェスト）を交付しなければならない。〈廃棄物処理法12条の3-1項〉 ※また、産業廃棄物を生ずる事業者が、自らその産業廃棄物の運搬（自社運搬）又は処分を行う場合には、運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に省令で定める書面を備え付けておくことなどの省令で定める基準に従って行わなければならない。 〈廃棄物処理法第12条〉	
(1) マニフェストを交付・保存しているか？ ※委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、産業廃棄物の種類等が記載された、かつ、必要書面が添付されていること。〈廃棄物処理法施行令6条の2-4項〉また、当該委託契約書は5年間保存すること。〈施行規則8条の4の3〉	適・否
(2) マニフェスト交付者の報告書を作成・提出しているか？ ※管理票交付者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況に関し報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。 〈廃棄物処理法12条の3-7項、施行規則第8条の27〉	適・否
(3) マニフェスト写しの送付がないとき等に都道府県知事に届け出ているか？ ※管理票交付者は、管理票の交付の日から90日（特別管理産業廃棄物に係る管理票は60日）以内に、管理票の写しの送付を受けないときや規定する事項が記載されていない管理票の写し、虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは所定の報告期限内に報告書を都道府県知事に提出しなければならない。〈廃棄物処理法12条の3-8項、施行規則第8条の28、29〉	適・否 該当なし
5. 廃棄物保管基準（産業廃棄物を処理するまでの間の保管方法） ※事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準及び特別産業廃棄物保管基準に従い保管しなければならない。〈廃棄物処理法12条2項、12条の2-2項〉	
(1) 産業廃棄物の周囲に囲いを設置しているか？ ※囲いについて明確な定義はないが、保管の際に産業廃棄物が囲いにもたれかかる場合、産業廃棄物の重さで倒れないような強度のある囲いを設置しなければならない。〈廃棄物処理法施行規則8条〉	適・否 該当なし
(2) 掲示板を設置しているか？ ※産業廃棄物の保管場所の見やすい位置にその旨を記載した掲示板（縦横60cm以上）の設置が必要。 〈廃棄物処理法施行規則8条〉	適・否
(3) 悪臭や蚊などの害虫が発生しないよう対策を行っているか？ ※保管場所から悪臭等が発生しないよう、また蚊やハエなどの害虫が発生しないよう対策が必要。 〈廃棄物処理法施行規則8条〉	適・否

(4) 容器を使用せず屋外で保管する際、基準に適合するようにしているか？ ※屋外で産業廃棄物を保管する際、容器を使わない場合には次の基準を満たすこと。 〈廃棄物処理法施行規則8条－2項ロ〉 ▪ 廃棄物が囲いに接しない場合…囲いの下端からの勾配は50%以下であること ▪ 廃棄物が囲いに接する場合…囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの基準線以下、かつ2m以上の内側は勾配50%以下であること	適・否 該当なし
(5) 廃油等の特別管理産業廃棄物と他の産業廃棄物との間に仕切りを設置しているか？ ※特別管理産業廃棄物の保管では、他の廃棄物と混合しないように仕切りなどの設置が必要。 〈廃棄物処理法施行規則8条の13－4項〉	適・否
(6) 廃油は容器に密閉して保存しているか？ ※廃油については容器に入れて密封するなど、揮発の防止及び高温にさらされないようにすること等、特別管理産業廃棄物の保管では、品目ごとに保管方法が規定されている。 〈廃棄物処理法施行規則8条の13－5項〉	適・否
6. 廃油等の特別管理産業廃棄物を生じている場合、特別管理産業廃棄物管理者を置いているか？ ※特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。 〈廃棄物処理法12条の2－8項〉	適・否

9. 使用済自動車の再資源化等に関する法律

(注) 略語について

1. 〈自動車リサイクル法〉使用済自動車の再資源化等に関する法律

確認項目	適否
1. 使用済自動車の引取業者等として登録を行っていない場合、当該自動車の引取を行っていないか？ ※使用済自動車のリサイクル・適正処理の関係者として次の事業を行う場合、都道府県知事への登録や許可が必要となる。〈自動車リサイクル法42条、53条、60条〉 ①引取業者…都道府県知事等の登録制 ②フロン類回収業者…都道府県知事等の登録制 ③解体業者及び破碎業者…都道府県知事等の許可制	適・否
2. 使用済自動車の引取業者等として登録を行っている場合	該当・該当なし
(1) 引取業者として登録している場合	該当・該当なし
ア. フロン類を他の業者へ引き渡しているか？ ※引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、当該使用済自動車を引き渡さなければならない。〈自動車リサイクル法10条〉	適・否 該当なし
①引き渡しの情報を情報管理センターに報告しているか？ ※引取業者は、フロン類回収業者又は解体業者に使用済自動車を引き渡したときは、3日以内に、引き渡しを受ける者の氏名や車台番号等を情報管理センターに報告しなければならない。 〈自動車リサイクル法81条2項〉	適・否
イ. 5年毎に更新を行っているか？ ※引取業を行おうとする者は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。〈自動車リサイクル法42条2項〉	適・否
ウ. 変更届出を行っているか？ ※引取業者は、代表者の氏名等事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。〈自動車リサイクル法46条〉	適・否 該当なし

エ. 標識を掲示しているか？ ※引取業者は、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他を記載した標識（縦横 20cm 以上）を掲げなければならない。（自動車リサイクル法 50 条）	適・否
オ. 引取の書面（もしくは電子的な記録）を交付しているか？ ※引取業者は、使用済自動車を引き取るときは、引き取りを求めた者に対し、氏名や車台番号等事項を記載した書面（もしくは電子的な記録）を交付しなければならない。（自動車リサイクル法 80 条）	適・否
カ. 引取の情報を情報管理センターに報告しているか？ ※引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、3 日以内に、引き取りを求めた者の氏名や車台番号等を情報管理センターに報告しなければならない。（自動車リサイクル法 81 条 1 項）	適・否
(2) フロン回収業者として登録している場合	該当・該当なし
ア. フロン類の改修容器からガス漏えいを防止する措置を講じているか？ ※フロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む）は、フロン類を引き渡すときは、フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないことによりフロン類を運搬しなければならない。（自動車リサイクル法 13 条 2 項、施行規則 7 条）	適・否
イ. 5 年毎に更新を行っているか？ ※フロン類回収業を行おうとする者は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（自動車リサイクル法 53 条 2 項）	適・否
ウ. 変更届出を行っているか？ ※フロン類回収業者は、代表者の氏名等事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。（自動車リサイクル法 57 条 1 項）	適・否 該当なし
エ. 標識を掲示しているか？ ※フロン類回収業者は、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他を記載した標識（縦横 20cm 以上）を掲げなければならない。（自動車リサイクル法 59 条（50 条準用））	適・否
オ. 引取の情報を情報管理センターに報告しているか？ ※フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、3 日以内に、引き取りを求めた者の氏名や車台番号等を情報管理センターに報告しなければならない。（自動車リサイクル法 81 条 3 項）	適・否
カ. フロン類の引き渡しの情報を情報管理センターに報告しているか？ ※フロン類回収業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関にフロン類を引き渡したときは 3 日以内に、引き渡しを受ける者の氏名や車台番号等を情報管理センターに報告しなければならない。（自動車リサイクル法 81 条 4 項）	適・否
キ. フロン類の年間回収・再利用量を情報管理センターに報告しているか？ ※フロン類回収業者は、1 年間に回収して再利用をしたフロン類の量、当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号等を 1 月以内に情報管理センターに報告しなければならない。（自動車リサイクル法 81 条 5 項）	適・否
ク. 解体業者への引き渡しの情報を情報管理センターに報告しているか？ ※フロン類回収業者は、解体業者に使用済自動車を引き渡したときは、3 日以内に、引き渡しを受ける者の氏名や車台番号等を情報管理センターに報告しなければならない。（自動車リサイクル法 81 条 6 項）	適・否
(3) 解体業者として登録している場合 ※解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。（自動車リサイクル法 16 条 1 項）	該当・該当なし
ア. 有用な部品を回収できる場合、適正に保管するよう努めているか？ ※部品、材料その他の有用なものを回収することができると認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること（努力義務）。（施行規則 9 条 1 号）	適・否 該当なし

イ. 鉛蓄電池等を自ら再資源化もしくは業者に引き渡しているか？ ※使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯を回収し、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。〈施行規則9条2号〉	適・否
ウ. 指定回収部品を自動車メーカー等へ引き渡しているか？ ※解体業者は、引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から指定回収物品を回収し、特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に当該指定回収物品を引き渡さなければならない。〈自動車リサイクル法16条3項〉	適・否 該当なし
①引き渡しの情報を情報管理センターに報告しているか？ ※解体業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に指定回収物品を引き渡したときは、3日以内に、当該指定回収物品の引き渡しを受ける者の氏名や車台番号等を情報管理センターに報告しなければならない。〈自動車リサイクル法81条8項〉	適・否 該当なし
エ. 解体自動車全部利用者へ引き渡した際の書面を保存しているか？ ※解体業者は、解体自動車全部利用者（自動車の全部を鉄鋼の原料にする、もしくは輸出する業者）に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面をその引き渡しの日から5年保存しなければならない。〈自動車リサイクル法16条5項、施行規則11条、12条〉	適・否 該当なし
オ. 5年毎に更新を行っているか？ ※解体業を行おうとする者は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。〈自動車リサイクル法60条2項〉	適・否
カ. 変更届出を行っているか？ ※解体業者は、代表者の氏名等事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。〈自動車リサイクル法63条1項〉	適・否 該当なし
キ. 標識を掲示しているか？ ※解体業者は、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他を記載した標識（縦横20cm以上）を掲げなければならない。〈自動車リサイクル法65条〉	適・否
ク. 引取の情報を情報管理センターに報告しているか？ ※解体業者は、使用済自動車又は解体自動車を引き取ったときは、3日以内に、引き取りを求めた者の氏名や車台番号等を情報管理センターに報告しなければならない。〈自動車リサイクル法81条7項〉	適・否
ケ. 引き渡しの情報を情報管理センターに報告しているか？ ※解体業者は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に使用済自動車又は解体自動車を引き渡したときは、3日以内に、当該使用済自動車又は解体自動車の引き渡しを受ける者の氏名や車台番号等を情報管理センターに報告しなければならない。〈自動車リサイクル法81条9項〉	適・否

10. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

（注①）略語について

1. 〈フロン排出抑制法〉フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

2. 〈管理者判断基準〉第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（経済産業省、環境省告示）

〈注②〉第一種特定製品は業務用のエアコン、冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む）とされているが、本項においては業務用のエアコン、大型特殊自動車等のエアコン及び冷凍・冷蔵車の荷室部分の冷蔵・冷凍ユニット（以下、「業務用エアコン等」と表記）についてのチェックシートとなる。

確認項目	適否
1. フロン類を大気放出していないか？ ※何人も、みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。 〈フロン排出抑制法86条〉	適・否

業務用エアコン等が設置されている・大型特殊自動車、冷凍冷蔵車等の取扱いがある事業者 (該当しない事業場は回答不要) ※「第一種特定製品」とは、冷媒としてフロン類が充填されている業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む）をいう。〈フロン排出抑制法2条3項〉 ※自動車リサイクル法の対象となる自動車に搭載されたエアコンディショナーのうち、乗車のために設備された場所の冷暖房の用に供するものは「第二種特定製品」という。第二種特定製品に当たる場合は、その機器が業務用であったとしても、第一種特定製品には該当しない。 従って、自動車リサイクル法が適用されない大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車等については、乗員のための空調設備（カーエアコン）であっても第二種特定製品に該当しない。そのため、当該空調設備は、業務用であって冷媒としてフロン類が使用されている場合、第一種特定製品に該当する。 また、冷凍・冷蔵車の荷室部分の冷蔵・冷凍ユニットは、業務用であって冷媒としてフロン類が使用されている場合、第一種特定製品に該当する。	該当・ 該当なし
2. 業務用エアコン等の周囲に著しい振動を発生する設備等はないか？ ※管理第一種特定製品の設置場所の周囲に、金属加工機械その他の当該管理第一種特定製品に損傷等を与えるおそれのある著しい振動を発生する設備等がないこと。〈管理者判断基準第1－1項1号〉	適・否
3. 業務用エアコン等の周囲に点検・修理のためのスペースが確保されているか？ ※第一種特定製品の設置場所の周囲に、当該管理第一種特定製品の点検及び修理の障害となるものがなく、点検及び修理を行うために必要な作業空間や通路等が適切に確保されていること。 〈管理者判断基準第1－1項2号〉	適・否
4. 業務用エアコン等に損傷を与えないように機器を設置しているか？ ※他の設備等を第一種特定製品に近接して設置する場合は、当該第一種特定製品の損傷等その他の異常を生じないように必要な措置を講ずること。〈管理者判断基準第1－2項2号〉	適・否
5. 業務用エアコン等の清掃を行っているか？ ※定期的に凝縮器、熱交換器等の汚れ等の付着物を除去し、また、排水受けに溜まった排水の除去その他の清掃を行うこと。〈管理者判断基準第1－2項3号〉	適・否
6. 3ヶ月に1回以上業務用エアコン等の「簡易点検」を行っているか？ ※第一種特定製品の管理者は、3月に1回以上、管理第一種特定製品について簡易点検を行うこと。 〈管理者判断基準第2－1項1号〉	適・否
(1) 簡易点検の方法は適切か？ ※業務用エアコンの簡易点検は、次に掲げる事項について、検査を行うこと。ただし、第一種特定製品の設置場所の周囲の状況又は第一種特定製品の管理者の技術的能力により、検査を行うことが困難（室外機が防護柵のない屋根の上にある場合など）な事項については、この限りでない。この場合においては、周囲の状況又は技術的能力を踏まえ可能な範囲内で検査を行うこと。 〈管理者判断基準第2－1項2号①〉 ▪ 異常音 ▪ 外観の損傷 ▪ 摩耗 ▪ 腐食 ▪ さびその他の劣化 ▪ 油漏れ ▪ 熱交換器への霜の付着の有無	適・否
(2) 簡易点検により漏えい等を確認した場合、「専門点検」を行っているか？ ※簡易点検により、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門的な点検（専門点検）を行うこと。〈管理者判断基準第2－1項2号②〉	適・否 該当なし
ア. 専門点検の方法は適切か？ ※専門点検は、次により行うこと。また、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと。〈管理者判断基準第2－1項2号③〉 ▪ 「直接法」発泡液の塗布、冷媒漏えい検知器を用いた測定又は蛍光剤もしくは窒素ガス等の第一種特定製品への充填により直接第一種特定製品からの漏えいを検知する方法。 ▪ 「間接法」蒸発器の圧力、圧縮器を駆動する電動機の電圧又は電流その他第一種特定製品の状態を把握するために必要な事項を計測し、当該計測の結果が定期的に計測して得られた値に照らして、異常がないことを確認する方法。 ▪ これらを組み合わせた方法。	適・否
7. 圧縮機の定格出力が7.5kW以上50kW未満である業務用エアコン等を備えている場合 ※2以上の電動機又は内燃機関により圧縮機を駆動する業務用エアコンにあっては、当該電動機又は当該内燃機関の定格出力の合計により適用する。〈管理者判断基準別表2備考〉	該当・ 該当なし

(1) 3年に1回以上「定期点検」を行っているか？ ※圧縮機の定格出力が7.5kW以上50kW未満である業務用エアコンを備えている場合、3年に1回以上点検（定期点検）を行うこと。〈管理者判断基準第2－2項1号〉	適・否
ア. 定期点検の方法は適切か？ ※定期点検は、次により行うこと。また、フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと。〈管理者判断基準第2－2項2号〉 ▪ 管理第一種特定製品からの異常音の有無についての検査並びに管理第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無についての目視による検査並びに直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査を行うこと。	適・否
8. 圧縮機の定格出力が50kW以上である業務用エアコン等を備えている場合 ※2以上の電動機又は内燃機関により圧縮機を駆動する業務用エアコンにあっては、当該電動機又は当該内燃機関の定格出力の合計により適用する。〈管理者判断基準別表2備考〉	該当・該当なし
(1) 1年に1回以上「定期点検」を行っているか？ ※圧縮機の定格出力が50kW以上である業務用エアコンを備えている場合、1年に1回以上点検（定期点検）を行うこと。〈管理者判断基準第2－2項1号〉	適・否
ア. 定期点検の方法は適切か？ ※定期点検は、次により行うこと。また、フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと。〈管理者判断基準第2－2項2号〉 ▪ 管理第一種特定製品からの異常音の有無についての検査並びに管理第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無についての目視による検査並びに直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査を行うこと。	適・否
9. 業務用エアコン等からフロン類が漏えい・故障している場合、速やかに修理を行っているか？ ※業務用エアコンの管理者は、簡易点検もしくは定期点検又は第一種フロン類充填回収業者からの通知等によって、漏えい又は故障等を確認した場合は、速やかに、次に掲げる事項を行うこと。〈管理者判断基準第3〉 ▪ 「漏えいを確認した場合」当該漏えいに係る点検及び当該点検により漏えい箇所が特定された場合には当該箇所の修理 ▪ 「故障等を確認した場合」当該故障等に係る点検及び修理	適・否
10. 業務用エアコン等の点検・整備に係る記録簿を備えているか？ ※管理者は、業務用エアコンごとに、点検及び整備に係る管理者の氏名等を記載した記録簿（磁気ディスクを含む）を備えること。〈管理者判断基準第4－1項〉	適・否
(1) 業務用エアコン等の廃棄後、記録簿を3年以上保存しているか？ ※管理者は、業務用エアコンの廃棄等を行い、冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引き渡しを完了した日から3年を経過するまで、保存すること。〈管理者判断基準第4－1項〉	適・否
(2) 業務用エアコン等の売却時、記録簿を相手側に渡しているか？ ※業務用エアコンを他者に売却する場合、記録簿又はその写しを当該製品と合わせて売却の相手方に引き渡すこと。〈管理者判断基準第4－5項〉	適・否 該当なし
11. 業務用エアコン等の廃棄等を行う場合、業者にフロン類を引き渡しているか？ ※業務用エアコンの廃棄等を行うとする管理者は、第一種フロン類充填回収業者が当該製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。〈フロン排出抑制法41条〉	適・否 該当なし
(1) 業者にフロン類を引き渡した際に交付する回収依頼書等を3年以上保存しているか？ ※業務用エアコンの廃棄等実施者は、回収依頼書の交付又は委託確認書の交付をする場合においては、当該回収依頼書の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から3年以上保存しなければならない。〈フロン排出抑制法43条3項〉	適・否
(2) 業者にフロン類を引き渡した際に交付される証明書を3年以上保存しているか？ ※業務用エアコンの廃棄等実施者は、確認・引取証明書の交付を受けたときは、当該書面を当該交付を受けた日から3年間保存しなければならない。〈フロン排出抑制法施行規則第27条の2－3項〉	適・否

11. 大気汚染防止法／悪臭防止法 他

確認項目	適否
1. VOC（揮発性有機化合物）排出について適切な措置を行っているか？ ※法規制対象施設の場合は VOC（揮発性有機化合物）排出濃度の測定等を行っているか。また、法規制対象施設以外であっても自主的取組に参加することができる。〈大気汚染防止法 17 条の 12〉	適・否 該当なし
2. 臭気指数又は特定悪臭物質の規制基準に適合しているか？ ※塗装を行う事業場は、知事（市長）の定める規制基準に適合していなければならない。市区町村長による悪臭の測定が行われ、改善勧告等が行われる場合がある。〈悪臭防止法 7 条、8 条〉	適・否 該当なし
3. PRTR 制度に基づき化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、届け出ているか？ ※常用雇用者 21 人以上の事業者等、PRTR 届出対象事業者は個別事業所毎・対象物質毎に排出量等の情報を届け出なければならない。〈化学物質排出把握管理促進法 5 条 2 項〉	適・否 該当なし

12. 個人情報保護法

確認項目	適否
1. 社員や顧客から個人情報を得る際に、利用目的を特定しているか？ ※個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。〈個人情報保護法 17 条〉 ※例として、「管理のため」と特定している場合、特定の社員情報を他の社員に伝えることや、顧客情報を他の事業者と共有することはできない。	適・否
(1) あらかじめ利用目的を公表していない場合、速やかにその利用目的を本人に通知しているか？ ※個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。〈個人情報保護法 21 条 1 項〉	適・否
(2) 契約を結ぶ際、契約書に記載する個人情報の取り扱い目的を明示しているか？ ※個人情報取扱事業者は、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。〈個人情報保護法 21 条 2 項〉	適・否
(3) 社員の個人情報を他の社員へ伝える場合、本人の同意を得ているか？ ※個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。〈個人情報保護法 18 条 1 項〉	適・否
2. 合併等した場合、新たに加わった社員等の同意を得て個人情報を取り扱っているか？ ※個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。〈個人情報保護法 18 条 2 項〉	適・否 該当なし
3. 必要のなくなった個人情報は消去しているか？ ※個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。〈個人情報保護法 22 条〉	適・否
4. 社員・顧客の個人情報を記載・入力したファイルや PC の安全管理を行っているか？ ※個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。〈個人情報保護法 23 条〉	適・否
5. 個人情報を取り扱う社員の監督を行っているか？ ※個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。 〈個人情報保護法 24 条〉	適・否

6. 顧客から個人情報の削除を求められた場合、従っているか？ ※個人情報の本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合等には、当該保有個人データの利用停止等を請求することができる。〈個人情報保護法 35 条 5 項〉	適・否
7. ダイレクトメールが多すぎる等、顧客から苦情が寄せられた場合、適切に処理しているか？ ※個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。〈個人情報保護法 40 条〉	適・否

13. 電子帳簿保存法

(注) 略語について

1. 〈電子帳簿法〉電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律

確認項目	適否
1. (令和6年1月以降) 電子取引を行った際の注文書や領収書等の電磁的記録を保存しているか？ ※所得税及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。〈電子帳簿法7条〉 ※「電子取引」とは、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他に準ずる書類に通常記載される事項をいう）の授受を電磁的方式により行う取引をいい、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む）、インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じて取引情報を授受する取引等が含まれる。 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要がある。 あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではない。 受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要がある。	適・否
(1) 専用のシステムを導入していない場合、改ざん防止のための事務処理規程を定めているか？ ※事業者は、改ざん防止のための措置をとる必要があるが、「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」といったシステム費用等をかけずに導入できる方法もある。	適・否
(2) 保存データを日付・金額・取引先で検索できるようになっているか？ ※表計算ソフト等で索引簿を作成する場合や、データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約させておく必要がある。	適・否

14. 消費税法（適格請求書等保存方式／インボイス制度）

確認項目	適否 (済未)
1. インボイス発行事業者として登録の要否を判断したか？ ※消費者・免税事業簡易課税制度を選択している又は2割特例（納付税額を売上の2割とする特例）により申告する課税事業者である売上先は、インボイスを必要としない。 上記以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために自社が交付するインボイスの保存が必要となる。	済・未
2. インボイス発行事業者として登録をした場合	
(1) 売上先がインボイスを求めた場合、インボイスを交付しているか？ ※登録した場合、売上先がインボイスを求めたときは記載事項を満たしたインボイスを交付する必要がある。	適・否
(2) 発行している書類等に必要事項を記載しているか？ ※インボイスは、登録番号、適用税率及び消費税額等の記載が必要となる。なお、関連する書類を提出するときは、当該関連書類で記載事項を満たすことも可能である。	適・否

(3) 消費税の端数処理は適切か？ ※消費税額に1円未満の端数が生じた場合、1のインボイス当たり税率ごとに1回、端数処理を行うことになる。	適・否
3. 請求書の保管方法は適切か？ ※請求書をインボイス登録番号のあり・なしの区分により管理・保管する必要がある。	適・否

15. 関係法規の規制概要

法規		
規制内容及び基準	対策及び罰則規定	窓口機関
有機溶剤中毒予防規則（労働安全衛生法）		
アセトン等の第2種有機溶剤を60g/h以上消費の場合 ※作業場の気積150m³とした場合の消費量	1. 管理 ①有機溶剤作業主任者の選任（講習の受講・2日間） ②局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置及び定期自主点検 ③定められた注意事項の掲示 2. 作業環境測定（1回 / 6ヶ月以内） 3. 健康診断（有機溶剤検診：1回 / 6ヶ月以内） 4. 保護具着用（送気マスク又は有機ガス用防毒マスク） 5. 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理（漏洩防止対策）	厚生労働省 （労働基準監督署経由）
危険物の規制に関する規則（消防法）		
《主な指定数量》 第2類（引火性固体）1,000kg 第4類 第1石油類（ガソリン等）200ℓ 第4類 第2石油類（灯油等）1,000ℓ 第5類（ヒドラジン等）100kg ※ヒドラジンはエアバッグの起爆剤などに使用されている	取扱の基準 指定数量比0.2未満 → 届出なし 指定数量比0.2以上1.0未満 → 少量危険物で届出 指定数量比1.0以上 → 危険物で許可申請 ※甲種又は、乙種4類の資格を持つ火元責任者の選任（危険物試験）	地域消防署 地方自治体 都道府県 消防試験研究センター
《指定数量の倍数（指定数量比）計算》 ▪ 同一場所で1種類を貯蔵・取り扱う場合 → 指定数量の倍数 = 貯蔵量 ÷ 指定数量 ▪ 同一場所で2種類（A・B）を貯蔵・取り扱う場合 → 指定数量の倍数 = (Aの貯蔵量 ÷ Aの指定数量) + (Bの貯蔵量 ÷ Bの指定数量)		
廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）		
▪ 廃プラスチック類（バンパー・廃タイヤ） ▪ 金属くず ▪ ガラスくず など	産業廃棄物として分別の上、廃棄	都道府県 （産業廃棄物関連窓口）
▪ 引火性廃油（引火点70℃未満の廃油）	特別管理産業廃棄物として処理	
自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）		
▪ 引取業者、フロン類回収業者は都道府県知事への登録 ▪ 解体業者、破砕業者は都道府県知事の許可	▪ BP業者は引き取り業者として登録する必要がある（廃車処理ができない） ※登録又は許可を受けず、引き取り・部品取りする行為は1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金	都道府県
リサイクル料金の支払い時期	原則新車購入時	

PRTR 制度（化学物質排出把握管理促進法）		
下記3つ全ての要件を満たす場合 1. 自動車整備業 2. 常用雇用者が21人以上 3. いずれかの第一種指定化学物質の取扱量が1t/年以上 ※特定第一種指定化学物質の場合は0.5t/年以上	対象物質について排出量、移動量を把握し、届ける必要がある	環境省 (都道府県経由)
VOC 規制（大気汚染防止法）		
VOCを屋外に排出するための塗装施設の排風能力が1時間当たり10万m³以上のもの ※一般的な自動車補修用ブースは約2万4千m³程度であるため、対象外になるケースが多い	1. VOC排出濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない（年2回以上） 2. 都道府県知事に、対象施設の種類、構造等を届出る 3. 排出基準を遵守しなければならない（既設の場合は700ppmC） 4. 都道府県知事は、届出施設が排出基準に適合しないときは、施設の構造の変更等を命令	都道府県
騒音防止法		
原動機の定格出力が7.5kW以上のコンプレッサー及び送風機など、著しい騒音を発生する施設を設置する工場・事業場が規制対象	市区町村長が必要に応じて改善勧告等を行う 深夜騒音等の規制に関しては、地方公共団体が、当該地域の自然的、社会的条件に応じて必要な措置を講ずる ※都道府県知事等が騒音について規制する地域を指定するとともに、環境庁長官が定める基準の範囲内において時間及び区域ごとの規制基準を定める ※所在地の規制内容を確認すること	地方自治体
悪臭防止法		
下記項目について、都道府県知事は特定悪臭物質又は臭気指数の規制基準を定める 1. 敷地境界線 2. 気体排出口 3. 排水 ※都道府県条例によって規制基準が異なる	市区町村長は、事業場において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告・改善命令を行うことができる ※所在地の規制内容を確認すること	地方自治体
乾燥設備に関する規則（労働安全衛生規則 第297条）		
次に掲げる設備による加熱乾燥の作業を行う場合 1. 乾燥設備のうち危険物等にかかる設備で、内容積が1m³以上のもの 2. 熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10kW以上）	1. 講習を受けた乾燥設備作業主任者の選定（講習の受講） 2. 設備の自主検査（1年に1回）	厚生労働省 (労働基準監督署経由) 地域消防署

ガス溶接に関する規則（労働安全衛生規則 第 308、第 310、第 314 条）		
アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて金属の溶接、溶断又は加熱作業をする場合	1. ガス溶接作業の免許を有する者を主任者として選任（講習・試験） 2. 機器の自主検査（1 年に 1 回）	厚生労働省 （労働基準監督署経由）
特定化学物質に関する規則（特定化学物質障害予防規則）		
政令で定める特定化学物質を取り扱う事業者	1. 講習を受けた特定化学物質作業主任者の選定（講習の受講） ※エチルベンゼン・コバルトの指定に伴い変更に	都道府県
金属アーク溶接を行う施設	1. 特定化学物質作業主任者の選定 2. 局所換気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置の設置 3. 設備の定期自主検査（1 年に 1 回） 4. 空気中の溶接ヒュームの濃度測定（作業方法変更時等） 5. 保護具の着用 など	都道府県労働局 労働基準監督署
振動規制法		
原動機の定格出力が 7.5kW 以上のコンプレッサーなどが対象	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものは届出が必要	地方自治体
有償運送許可（道路運送法 第 78 条）		
自家用自動車を使用して事故車等の排除業務を有償で行う場合	1. 研修の受講及び申請 2. 有償運送許可証の受領及び表示 ※許可の有効期間は 3 年	運輸支局 （日車協連経由）
当該業務に関する特別教育（労働安全衛生法 第 14 条、第 59 条）		
研削砥石の取替又は取替時の試運転 ※ハンディタイプや卓上型のディスクグラインダーが該当 アーク溶接等の業務 電気自動車等の自動車整備 ※対地電圧 50V 超のバッテリーを有する自動車対象 動力により駆動される巻上げ機の運転業務 ※車積載車のウインチが該当 タイヤ空気圧充填業務 ※タイヤの組み替えなど大気圧からの空気充填	特別教育の受講及び必要となる安全対策の実施	都道府県労働局 労働基準監督署
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務 ※「足場」とは、移動式（可搬式）足場及び脚立も含む。脚立に関しては仮設工業会認定のものが好ましい	1. 特別教育の受講及び必要となる安全対策の実施 2. 高さ 5 m 以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者の選定	

1. 全般／損害保険会社（アジャスター）

確認項目	適否
1. 故意に修理金額が高くなるような水増しはないか？ ※詐欺罪（刑法246条）や業務上横領罪（刑法253条）に抵触する場合がある。	適・否
2. 技術料（作業料金）の設定は的確か？ ※点検整備の作業料金を設定する場合、自社のレバレーと指数や標準作業点数表等を活用し、的確な整備原価に基づく料金を算定する。また、点検整備に附随する引き取り等サービスの料金についても原価を的確に把握し、適正な料金を算定する。（依命通達）	適・否
3. 見積りと実際の部品代金・技術料に相違（水増し）はないか？ ※実際の部品代金や技術料を水増しして概算見積書を作成していないか。詐欺罪（刑法246条）や業務上横領罪（刑法253条）に抵触する場合がある。	適・否
4. 新品・中古品の使用に偽りはないか？ ※中古部品を新品と称し付け替えたりといった不正行為がないか。詐欺罪（刑法246条）に抵触する場合がある。	適・否
5. 適切な作業内容・使用部品であるかのチェック体制は整えているか？ ※部品交換する必要があるのか？修理をするのか？など、工員（現場側）の判断と主任技術者等の責任者と連携が図れているか。	適・否
6. 適正な概算見積書作成のためのチェック体制は整えているか？ ※工員（現場側）と主任技術者等の責任者と連携が図れているか。また、概算見積書等の帳票類作成の部署との連携が図れているか。	適・否
7. 当該事故等による損傷のみの作業を行っているか？ ※事故車等の損傷部位について、当該事故等以外によるものと判断する場合は見積りに計上しない。詐欺罪（刑法246条）に抵触する場合がある。	適・否
8. 不要な修理を見積りに計上していないか？ ※損傷のない部位にもかかわらず、作業を行うという形で見積りに計上しない。詐欺罪（刑法246条）に抵触する場合がある。	適・否

2. ユーザー（依頼者）

確認項目	適否
1. 料金説明は確実か？ ※点検整備の依頼者に対して、料金表に基づいた説明を確実に行うこと。（依命通達）	適・否
2. 概算見積書等は理解しやすいものか？ ※概算見積書や請求書等はユーザーが理解しやすいものを使用し、整備内容等の説明に活用する。（依命通達）	適・否
3. 点検整備作業の内容・必要性を説明しているか？ ※説明義務がある。（車両法施行規則62条の2の2-1項2号）	適・否
4. 点検整備作業料金の概算見積書を交付しているか？ ※見積書の交付義務がある。なお、メール等でもよい。（車両法施行規則62条の2の2-1項2号）	適・否
5. 概算見積書は見やすいように記載しているか？ ※点検整備料金・部品代等の点検整備料金と引き取り・納車・検査代行等のサービス料金が区分されていること。また、重量税・自賠責保険料等、点検整備と係わりのない費用も区別する。（依命通達）	適・否
6. 点検整備受注時に要望を確認しているか？ ※点検・整備の受注時や概算見積り時にユーザーの要望を確認し、記録する。また、的確な受注管理を行い、ユーザーの要望を確実に実施する。（依命通達）	適・否
7. 料金の概算見積書の交付後、追加整備が生じた場合に承諾を得ているか？ ※認証工場として追加整備時にその内容説明及び概算見積書の再提出後、承諾を得る必要がある。また、再提出した概算見積書（控）に依頼者の「承諾年月日」「追加整備の内容」「変更後の見積額」を記載しておく必要がある。（依命通達）	適・否

8. 点検整備作業の料金を不当請求・過剰（水増し）請求していないか？ ※依頼者に対し、行っていない点検整備料金を請求しないこと。同様に、依頼されていない点検整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。〈車両法施行規則 62 条の 2 の 2-1 項 3 号〉 ※この場合の過剰請求とは、依頼された点検整備作業と技術的にみて関連性がないと認められる作業を行い、その料金を請求することをいう。〈依命通達〉 ※また、詐欺罪（刑法 246 条）や業務上横領罪（刑法 253 条）に抵触する場合がある。	適・否
9. 点検整備作業の料金請求時に説明を行っているか？ ※点検整備料金の内訳、附帯するサービスの料金等を区分して説明する必要がある。また、重量税・自賠責保険料等、点検整備と係わりのない費用も区別して説明する。〈依命通達〉	適・否
10. 部品交換時に説明を行っているか？ ※部品を交換した場合には、ユーザーに対して交換した部品を提示するとともに交換の必要性を十分に説明し、誤解を招くことのないようにする。〈依命通達〉	適・否
11. 整備保証の有無等の案内は的確か？ ※整備保証が受けられること等、ユーザーに知らせるべき内容について分かりやすい掲示を店頭等に行う。〈依命通達〉	適・否
12. 整備保証が形骸化していないか？ ※整備保証を付ける場合はユーザーに交付する書面に明記し、これに基づく整備保証を行うこと。〈依命通達〉	適・否

（注）「車枠及び車体は、著しく損傷していないこと」という道路運送車両の保安基準及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の規定により、チェックシートにおける文言「点検整備」に板金塗装も含めるものとして製作している。すなわち、車枠及び車体についても保安基準が適用されるため、点検には車枠及び車体の点検も含め、必要時には板金塗装という整備が行われる、という考えに基づいている。また、項目の一部は認証工場に課せられている遵守事項となる。

■ SDGs 概要

- SDGs（エスディージーズ、Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である。
- 2015 年の国連サミットで全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。
- 2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

《SDGs における 17 の目標》

1 貧困をなくそう  貧困	2 飢餓をゼロに  飢餓	3 すべての人に健康と福祉を  保健	4 質の高い教育をみんなに  教育	5 ジェンダー平等を実現しよう  ジェンダー
6 安全な水とトイレを世界中に  水・衛生	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  エネルギー	8 働きがいも経済成長も  経済成長と雇用	9 産業と技術革新の基盤をつくろう  インフラ、産業化、イノベーション	10 人や国の不平等をなくそう  不平等
11 住み続けられるまちづくりを  持続可能な都市	12 つくる責任 つかう責任  持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を  気候変動	14 海の豊かさを守ろう  海洋資源	15 陸の豊かさも守ろう  陸上資源
16 平和と公正をすべての人に  平和	17 パートナースhipで目標を達成しよう  実施手段			

4. 更に国土交通省においては、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」を推進する必要があるとし、下記「4つの実現すべき価値、8つの新たな政策展開の方向性」からなる、基本方針を定めている。

実現すべき価値	新たな政策展開の方向性	具体例
Ⅰ 持続可能な社会の実現	1. 低炭素・循環型システムの構築	ゼロエネ・蓄エネ、自然共生
	2. 地域の集約化	「医職住」の近接
Ⅱ 安全と安心の確保	3. 災害に強い住宅・地域づくり	耐震性向上、危機管理体制
	4. 社会資本の適格な維持管理・更新	ライフサイクルマネジメント（重点化・長寿命化）
Ⅲ 経済活性化	5. 個人資産の活用等による需要拡大	住宅市場活性化、観光振興
	6. 公的部門への民間の資金・知見の取込み	PPP / PFI（官民連携）
Ⅳ 国際競争力と国際プレゼンスの強化	7. 我が国が強みを有する分野の海外展開、国際貢献	インフラシステムの輸出、総合防災対策
	8. 国際競争の基盤整備の促進	大都市環状道路、国際戦略港湾、大都市拠点空港

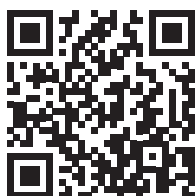
5. これらのプロジェクト等の推進を図るべく、23年度補正予算の活用と、24年度予算要求（通常枠及び「日本再生重点化枠」）の最大限の確保を図るとともに、所要の政策展開（法改正、予算、税制等）を図っていくとしている。

■ 日車協連 独自認定について

1. 日車協連では、独自の段階的な認定制度を導入し、日々進化する車両技術に対応した適切かつより高度な車体整備の推進に努めている。
2. 認定された事業者は、日車協連ホームページで公表されると同時に、認定看板（標識）を掲示することが可能となり、お客さまに対してその技術や設備環境のクオリティの高さをアピールすることができる。
3. なお、独自認定の詳細については、日車協連ホームページを参照。

《日車協連ホームページ「独自認定」》

<https://jabra.or.jp/certification/>



⇐こちらからアクセス

〈注意〉

本コンプライアンス・チェックシートは日本自動車車体整備
協同組合連合会及びその組合員が使用するものであり、許可
なく本書の内容を転載または複製及び改変等行うことは固く
お断りいたします。

日本自動車車体整備協同組合連合会 コンプライアンス・チェックシート

-
- 発行日 令和5年12月25日
- 発行者 日本自動車車体整備協同組合連合会
会長 小倉 龍一
- 発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005 東京都台東区上野3-1-8
電 話 03-3837-5731
F A X 03-3837-5740

※本コンプライアンス・チェックシートは“令和5年度中小企業組合等課題対応支援事業（中小企業組合等活路開拓事業）”の助成を受けて作成しています。